

佐久穂町こども計画

令和7年度～令和11年度



あ い さ つ

2023年の出生数（日本人）は72万7千人（前年比▲5.6%）、合計特殊出生率は過去最低を更新する1.20であったことが公表されました。2024年の出生数はさらに減少して、70万人を割り込む予想が出されています。

少子化に伴う人口減少は、経済成長の低下をもたらすとともに、年金・医療など社会保障制度の安定性を揺るがすものですが、この日々の変化は目には見えづらく、影響を感じにくいゆえに「静かなる有事」ともいわれています。

そんななか、わが国では、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取り組みや政策を社会の真ん中に据えて進めるため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、省庁の縦割りを排し、これまで組織の間でこぼれていた、こどもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。また、同年同月に、こどもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行されました。なお、こども基本法第9条に規定されているこども施策に関する大綱（こども大綱）には、これまで別々につくられてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が一元化されています。

さて、当町では平成27年3月に「第1期さくほまち子ども・子育て支援計画」を令和2年3月に「第2期さくほまち子ども・子育て支援計画」を策定して、様々な子育て支援施策に取り組んで参りました。しかしながら、こどもや子育て家庭を取り巻く環境は日々変化しています。このため、国のこども基本法やこども大綱を勘案して、子ども・子育て支援計画等を含めた「佐久穂町 こども計画」をここに策定しました。

こどもは、私達みんなの宝であり、全力で守りたいものです。こども自身が、自分で守りたいものを見つけて、それを守れる力をつけるまで、皆さんと一緒に頑張らせてください。

おわりに、「佐久穂町 こども計画」の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました住民の皆様、子ども・子育て審議会をはじめとする関係機関の方々に心から感謝申し上げます。

令和7年4月

佐久穂町長

佐々木 勝

目次

第1章 計画のあらまし	1
1. 計画の背景と趣旨	1
(1) こども施策のこれまでの流れ	1
(2) 計画の趣旨	2
2. 計画の要素と位置づけ	2
(1) 根拠法	2
(2) 計画の要素	4
(3) 関連する計画等	4
3. 計画の対象と期間	5
(1) 対象	5
(2) 期間	5
4. 策定の流れ	5
(1) アンケート調査	5
(2) 検討会議	6
(3) 意見公募（パブリックコメント）	6
第2章 本町のこどもを取り巻く現状	7
1. 人口・世帯の状況	7
(1) 人口と世帯の推移	7
(2) 結婚・出産の意向	9
2. 子育ての状況	11
(1) 子育ての分担状況	11
(2) 母親の就労状況	11
(3) 子育てにおける悩みや相談先	12
3. 保育・教育の状況	13
(1) 保育の状況	13
(2) 学校の状況	15
4. 支援を要する家庭の状況	17
(1) 支援を要する家庭の状況	17
5. こども・若者の状況	18
(1) 小中学生の悩みや相談の状況	18
(2) 自己肯定感・将来への希望	19
(3) 社会人の抱える不安	20
6. こどもに関する本町の課題	21
(1) 子育て家庭の負担の軽減	21
(2) こどもの学び・成長の機会の確保	21
(3) 困難を抱えるこども・家庭への支援	22
(4) 地域全体としての子育て環境づくり	22
第3章 計画の基本的な考え方	23
1. 基本理念	23
2. 基本目標	24
3. 施策の体系	25
第4章 施策の展開	27

基本目標 1. 家庭の子育て負担を軽減する	27
1-1 こども・母親の健康の支援	28
1-2 子育て支援サービスの提供	29
1-3 保育サービスの充実	30
基本目標 2. 学童期・青年期における学びと成長を支える	32
2-1 学童期の居場所の確保	33
2-2 こどもの健やかな成長支援	33
2-3 学校の教育環境の充実	34
2-4 多様な学びと体験の提供	35
2-5 青年期の経済支援・就労支援	36
2-6 社会的な自立と自己実現のための支援	36
基本目標 3. 困難を抱えるこども・家庭への支援を充実させる	37
3-1 子育て家庭への経済的支援	38
3-2 ひとり親家庭の支援	39
3-3 児童虐待やヤングケアラーへの対応	40
3-4 障がい児施策の充実	41
3-5 いじめ、不登校、こころの問題への対応	42
3-6 その他の支援	42
基本目標 4. 地域全体でこどもの健やかな成長を支える	43
4-1 こどもの権利の共有	44
4-2 多様な悩みに対応できる体制づくり	44
4-3 家庭や地域の子育て力の向上	45
4-4 安全・安心のまちづくり	45
第5章 支援事業の見込み量と確保方策	46
1. 教育・保育の量の見込みと確保方策	46
(1) 教育・保育提供区域の設定	46
(2) 児童人口推計	46
(3) 教育・保育の対象事業	47
(4) 量の見込みと確保方策	48
2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	50
(1) 対象事業	50
(2) 量の見込みと確保方策	51
第6章 計画の推進に向けて	57
(1) 関係機関の連携強化と横断的推進	57
(2) 家庭、地域、行政等の協働と持続可能なあり方づくり	57
(3) 進捗把握と改善	57
資料編	58
(1) 佐久穂町子ども・子育て審議会条例	58
(2) 佐久穂町子ども・子育て審議会委員	59

第1章 計画のあらまし

1. 計画の背景と趣旨

(1) こども施策のこれまでの流れ

近年の国のこども施策は、平成15年に定められた「次世代育成支援対策推進法」を踏まえて、子育て環境の整備や家庭への支援など、こどもが健やかに育つための環境づくりとして進められてきました¹。

平成22年には、新たな少子化社会対策大綱「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、こどもの最善の利益の実現（チルドレンファースト）と、生活・仕事・子育ての調和という、こども施策の新たな方針が打ち出されました。

この方針のもと平成24年、幼児教育・保育の充実を目的とする「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法²」が制定され、関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度に施行されました。このことで地方公共団体には「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられ、市町村が主体となって子ども・子育て支援の給付や子育て支援事業の運営を進めてきました。

このころには、核家族化や共働き世帯の増加によって、家庭における子育ての負担が増えつつあり、子どもの貧困、虐待、引きこもりなどの問題が深刻化し始めていました。このことを受けて平成22年には「子ども・若者育成支援推進法」が、平成26年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律³」が施行され、令和元年には子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないようにという考えのもと「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。子育て支援と並行して、家庭やこどもの抱える問題への対応も進められてきた形です。

以上の背景のもと、幅広いこども施策を総合的かつ効果的に推し進めるために、令和5年に「こどもまんなか社会」の実現を目指した「こども基本法」が施行され、そのための総合的な施策を示す「こども大綱」⁴が策定されました。これにより、すべてのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活をおくることができる社会を目指すという方針が明確に示されました。

1 当初、10年間の時限立法とされていた「次世代育成支援対策推進法」は、こどもが健やかに生まれ、育成される環境づくりの総合的な推進を継続するために、令和7年3月まで延長されています。

2 子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律。

3 こどもの貧困対策の推進に関する法律：令和6年6月に法律の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法（略称：こどもの貧困解消法）」に変更され、現在だけでなく将来のこどもの貧困を防ぐこと、家族の責任ではなく社会的な取組として推進すること等が基本理念に追記され、貧困の解消に向けた施策が追記されました。

4 こども大綱は「少子化社会対策大綱」、「子供・若者支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化するとともに、さらに必要なこども施策を盛り込んだもの。

(2) 計画の趣旨

佐久穂町（以下、「本町」という。）では、平成27年度に「子ども・子育て支援事業計画」および「次世代育成支援行動計画」を一体化した「さくほまち 子ども・子育て支援計画」を策定し、教育・保育に求められる量の確保や、各種の子ども・子育て支援事業の推進を図ってきました。令和2年には同計画の第2期を策定し、本町の最新状況に合わせて各種事業を継続的に推進してきたところです。

このたび第2期計画の期間満了にともなって、本町では先に示した国のこども施策の流れを踏まえつつ、これを「佐久穂町こども計画」として改めることとしました。こども基本法では、市町村の「こども計画」には「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」に加えて、「子ども・若者育成支援計画」「子どもの貧困対策推進計画」などのこどもに関する計画を一体として策定できるとされています。そこで本町は、これら4つの計画を一体化したものとして「こども計画」を策定し、こどもに関する施策を総合的に定め、推進していきます。

2. 計画の要素と位置づけ

(1) 根拠法

こども基本法第10条第2項では、こども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村がこども計画を策定することを規定しています。

これを踏まえ本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「こどもの貧困対策計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「子ども・若者計画」を一体的にまとめます。また、こども大綱は少子化社会対策大綱を包含していることから、本計画は少子化対策基本法第4条に基づく少子化に対処するための施策も包含します。

〈こども基本法の概要〉

目的	こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための理念と取組みの方向性を示す
主な対象	心身の発達の過程にある人を「こども」とする（年齢で必要なサポートが途切れないようにするため、支援が必要な39歳以下の「若者」を含む）
本法の4原則	○みんなが大切にされ差別されないこと ○みんなが守られ心も身体も成長できること ○みんなが意見をいえて、社会活動に参加できること ○こどもの最善の利益が考慮されること
記載事項	1. 地方公共団体は、こども施策に関し、こどもの状況に応じた施策を策定し実施する責務を有する 2. こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、こども施策に関する計画を定めることに務める 3. 以下の計画と一体的に策定することができる ・子ども・若者育成支援推進法に規定する「子ども・若者計画」 ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に規定する「市町村計画」 ・次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」等 4. こども施策を策定・実施・評価するにあたり、こども又はこどもを養育する者、その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる

〈各計画の根拠法と主な内容〉

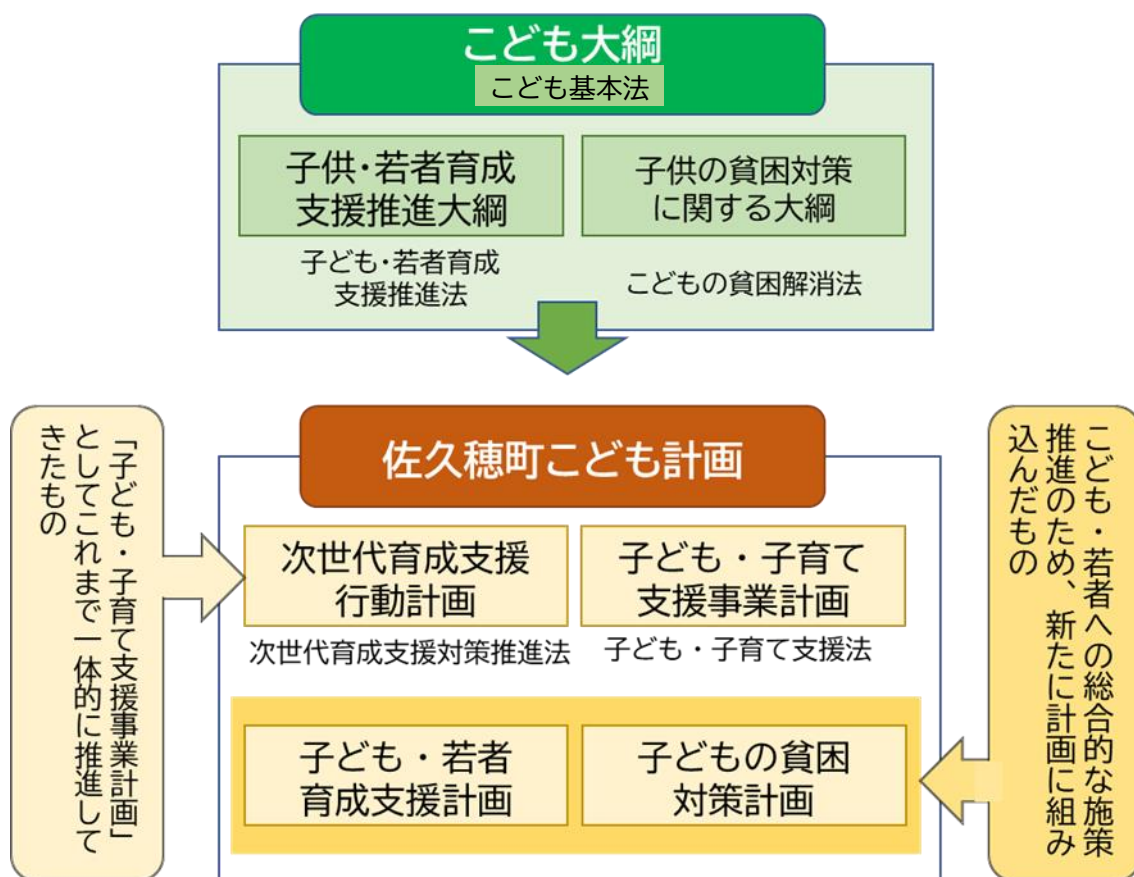
	子ども・子育て支援事業計画	次世代育成支援行動計画
根拠法	子ども・子育て支援法第 61 条	次世代育成支援対策推進法第 8 条
目的	幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画を定める	次世代育成支援対策のための集中的・計画的な取り組みを推進する
内容	《基本的記載事項》 ● 教育・保育提供区域の設定 ● 幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期 ● 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期 ● 幼児期の学校教育・保育の一体的提供および推進体制の確保の内容 《任意記載事項》 ● 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保 ● 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導および知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携 ● 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	● 地域における子育ての支援 ● 母性並びに乳児および幼児等の健康の確保および増進 ● 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 ● 子育てを支援する生活環境の整備 ● 職業生活と家庭生活との両立の推進等 ● 子どもの安全の確保 ● 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

	こどもの貧困対策計画	子ども・若者計画
根拠法	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第 2 項	子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項
目的	全てのこどもが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会を構築する >子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を持ち、こどもを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる	全ての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を構築する >子ども・若者が自身の不安・悩みや身の回りのトラブル等について、発達段階に応じて、主体的に他者に相談し、支援を求めることができる体制を整備する
内容	●教育の支援 ・ 幼児教育・保育の無償化 ・ 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築・大学等進学に対する教育機会の提供 ・ 特に配慮を有する子どもへの支援 ・ 地域における学習支援 等 ●生活の安定に資するための支援 ・ 親の妊娠出産期、子どもの乳幼児期における支援 ・ 保護者の生活支援 ・ 子どもの生活支援、就労支援、住宅に関する支援 ・ 児童養護施設退所者等への支援 等 ●保護者に対する職業生活の安定 ・ 職業生活の安定と向上のための支援 ・ ひとり親に対する就労支援 等 ●経済的支援 ・ 各種手当の支給、教育費負担の軽減 等	●全ての子ども・若者の健やかな育成（自然・文化・ICT 体験環境の充実、少人数学級、健康・安全教育、消費者教育等） ●困窮を有する子ども・若者やその家族の支援（孤独・孤立対策、自殺、虐待、貧困対策、複合的課題への支援等） ●創造的な未来を切り開く子ども・若者の応援（持続可能な開発のための教育、教科等横断的な学習、地域貢献活動の促進等） ●子ども・若者の成長のための社会環境の整備（多様な居場所づくり、地域と学校との協働、ネット利用の適正化、働き方改革等） ●子ども・若者の成長を支える担い手の養成・支援（企業等の参画促進、教師の資質能力の向上 等）

(2) 計画の要素

本町では「第2期子ども・子育て支援事業計画」として「次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」の内容を含めた計画を策定・推進してきました。このたび、こども大綱等の国の政策に対応し、新たに「子ども・若者育成支援計画」「子どもの貧困対策計画」を統合して「佐久穂町こども計画」とします。このことによって、こども・若者への総合的な施策を推進していきます。

〈計画の要素〉



(3) 関連する計画等

本計画は、本町の最上位計画である「佐久穂町総合計画」に基づき、「安心して出産、子育てができる環境」と「住み続ける誇りと魅力を持ったコミュニティ」をつくることを目指すものとして策定しています。

また、本町の福祉、健康づくり、教育の各分野における方針・計画等とも連動して、こどもに関する幅広い施策を推進するものです。

3. 計画の対象と期間

(1) 対象

本計画の対象は、生まれてから心と身体の発達過程にあるこども・若者と全ての子育て当事者です。妊娠期から進学・卒業や就職などのライフステージを通じて必要な支援を途切れさせないよう、成長した若者が新しい世代を生み育てるための家庭を築くことまでサポートできるよう、施策によっては妊娠期の母親、0歳から39歳までのこども・若者を対象とします。

【参考】こども大綱による定義

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされています。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

この対象は、「乳幼児期」(義務教育年齢に達するまで)、「学童期」(小学生年代)、「思春期」(中学生年代からおおむね18歳まで)、「青年期」(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。)とで分けて示されます。なお、「若者」については、法令上の定義はありませんが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分がありますが青年期の全体が射程に入ること明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとします。

(2) 期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

4. 策定の流れ

本計画の策定にあたっては、各種統計等の基礎的データの把握に加え、以下の方法で現状把握や意見聴取を行い、本町のこどもを取り巻く課題に基づいた施策を検討しました。

(1) アンケート調査

保護者およびこども・若者を対象として以下のアンケート調査を実施し、生活状況の実態や支援ニーズ等を把握しました。実施期間は令和6年7～8月で、Webによる回答を受け付けました。

調査名	対象	配布数	回答数	回答率
未就学児向け子育て調査	未就学児の保護者	303人	125人	41.3%
小学生向け子育て調査	小学生の保護者	206人	98人	47.1%
子どもの生活状況調査	小学校5年生、 中学校2年生	202人	184人	91.1%
若者の生活状況調査	15～29歳の若者	250人	54人	21.6%

(2) 検討会議

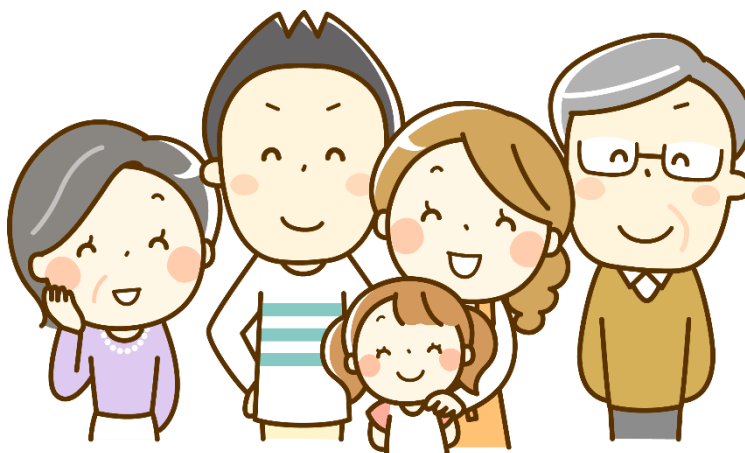
こども施策を検討・推進する「佐久穂町子ども・子育て審議会」を以下のとおり開催し、本町の課題や必要な施策を検討していただきました。

なお、検討にあたっては、こども支援に関わる立場の方、こどもの保護者の代表、こどもの意見を表明するための中学生を委員とし、こども当事者やこども施策に関わる様々な立場の方からご意見をいただきました。（委員名簿は巻末「資料編」に示します。）

日程	主な検討内容
令和6年 11 月 29 日	課題の共有と骨子案の検討
令和7年 1 月 24 日	施策ごとの具体的な事業と見込量の検討
令和7年 3 月 14 日	意見公募結果の審議とこども計画(案)の承認

(3) 意見公募（パブリックコメント）

令和7年1月27日～令和7年2月25日にかけて、本計画書の案を公開して意見を募るパブリックコメントを実施しました。町内に住所を有する方、町内に在勤、在学、事務所等を有する方を対象とし、広く意見を募る機会を設けました。得られた意見と、意見に対する町の考えについては、「佐久穂町子ども・子育て審議会」においても審議していただきました。



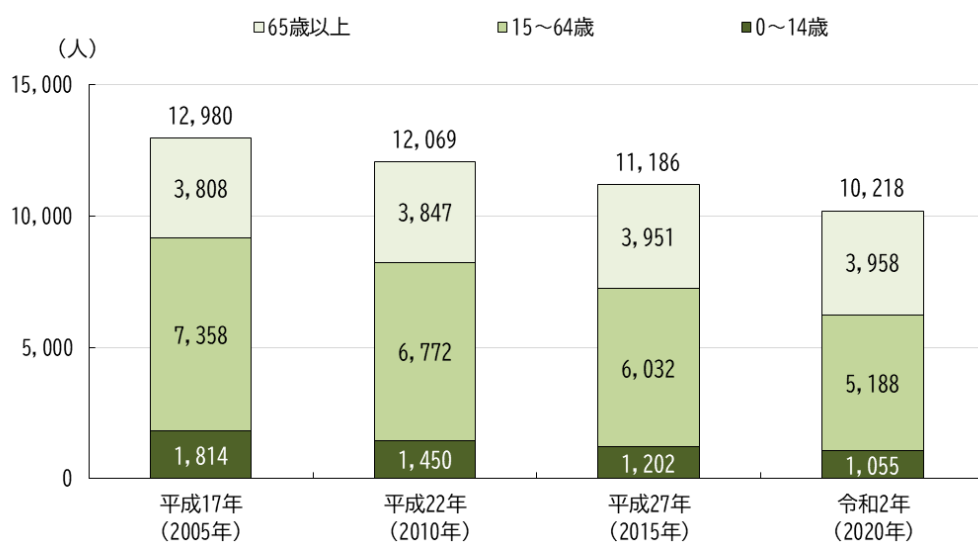
第2章 本町のこどもを取り巻く現状

1. 人口・世帯の状況

(1) 人口と世帯の推移

本町の人口は減少を続けています。年齢3区分でみると、高齢人口の割合が増加しているのに比べて年少人口の割合は減少しています。

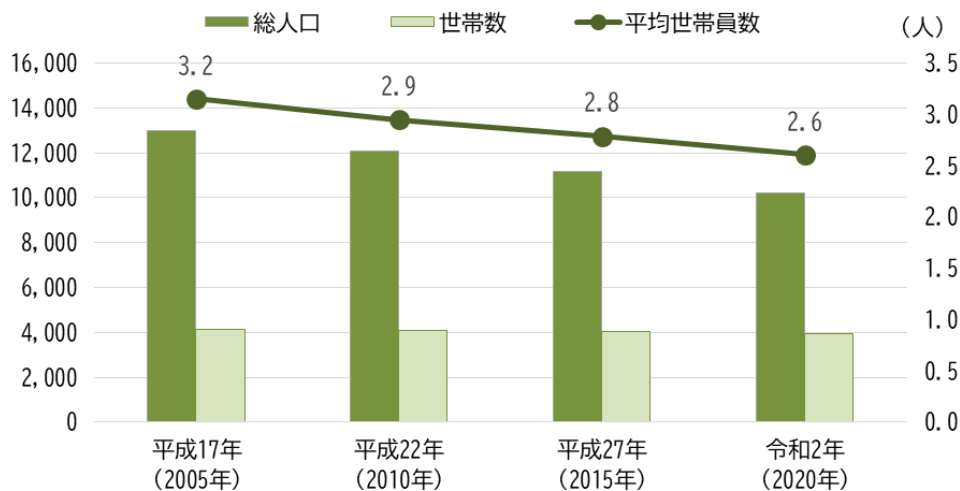
図表 1 総人口と年齢3区分別の人口構成



出典：総務省「国勢調査」

人口が減少するなかで、世帯数は大きく変わっておらず、世帯員数が減少しています。核家族化が進んでいると考えられます。

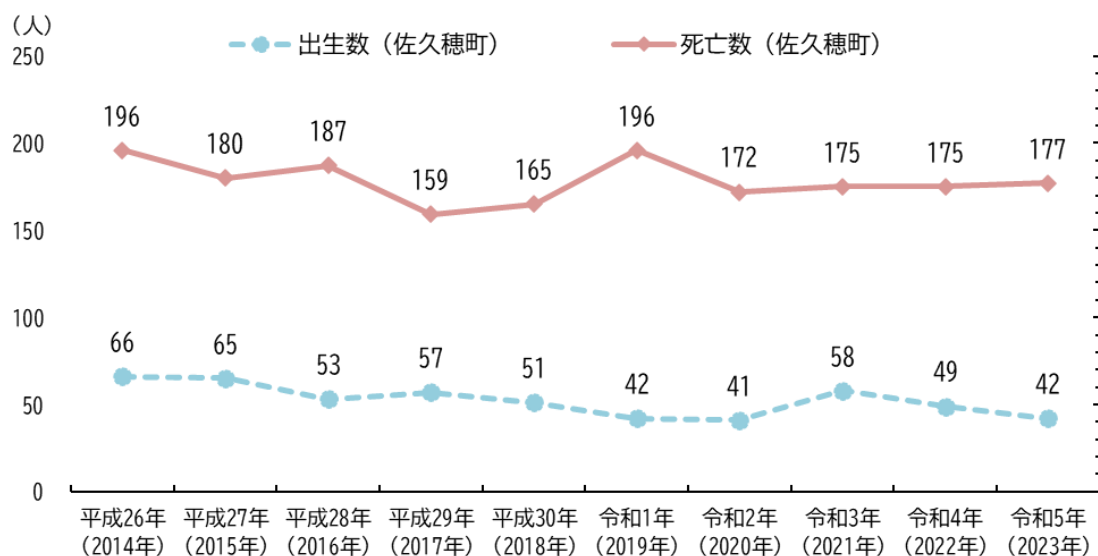
図表 2 総人口・世帯数・世帯員数



出典：総務省「国勢調査」

出生数は減少傾向が続き、近年では50人前後となっています。一方、死亡者数は概ね160～180人程度で推移しています。出生と死亡での人口動態をみると、年間で110～130人前後の減少が続いている状況です。

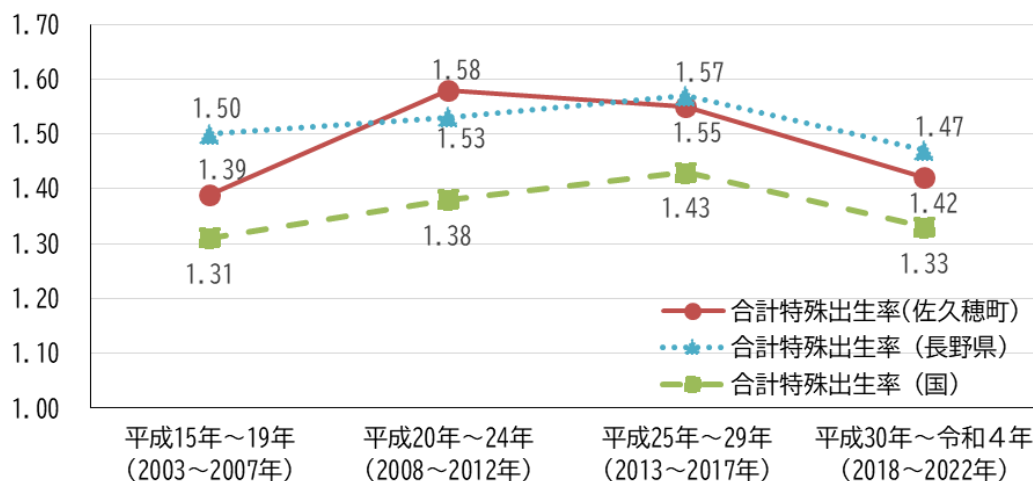
図表 3 出生数と死亡数の推移



出典：長野県「毎月人口異動調査」

合計特殊出生率は、平成30年～令和4年の数値では1.42となっています。
長野県と比べると平成20～24年で上回っていたもののその後は下回っていますが、国の平均よりは高い水準で推移しています。

図表 4 合計特殊出生率の推移

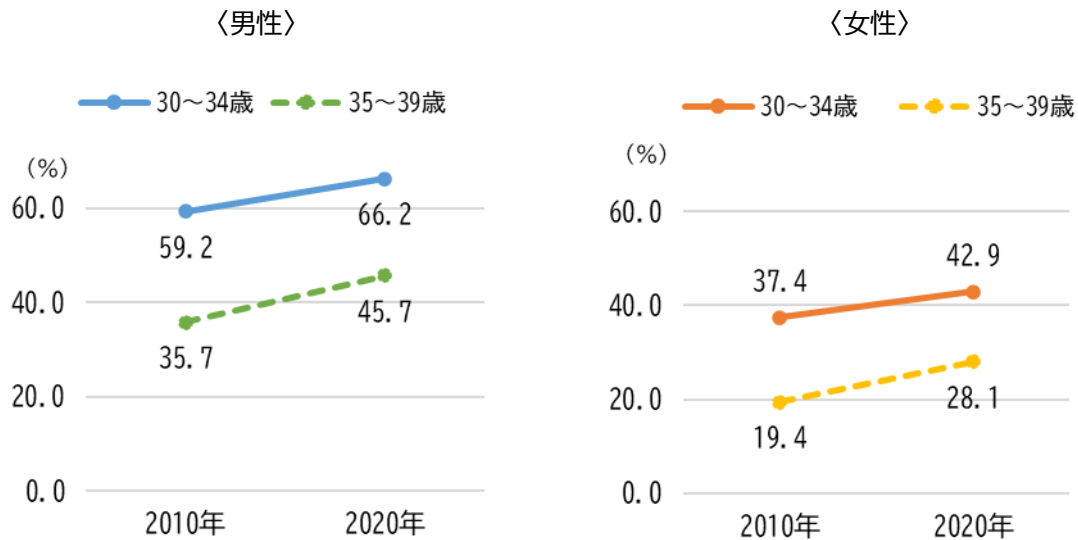


出典：厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」

(2) 結婚・出産の意向

30歳代の未婚率をみると、2010年から2020年の10年のなかで、男性・女性ともに上昇しています。

図表 5 30歳代の未婚率

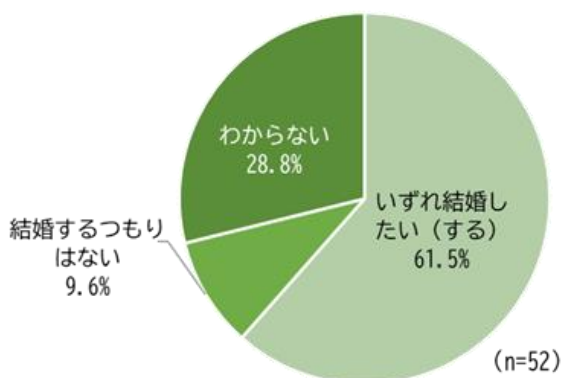


出典：総務省「国勢調査」

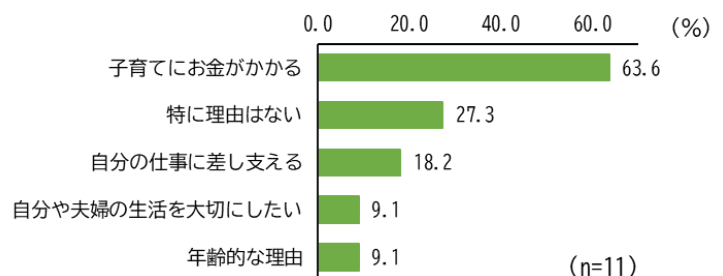
若者の生活状況調査によれば、現在の未婚者のうち「いずれ結婚したい」と考えている人は61.5%、「結婚するつもりはない」は9.6%、「わからない」は28.8%となっています。

また、理想のこどもの数より実際に持つ（予定）のこどもの数が少ない人にその理由をきいたところ、「子育てにお金がかかる」の割合が最も高く63.6%となっています。

図表 6 未婚者の結婚意向



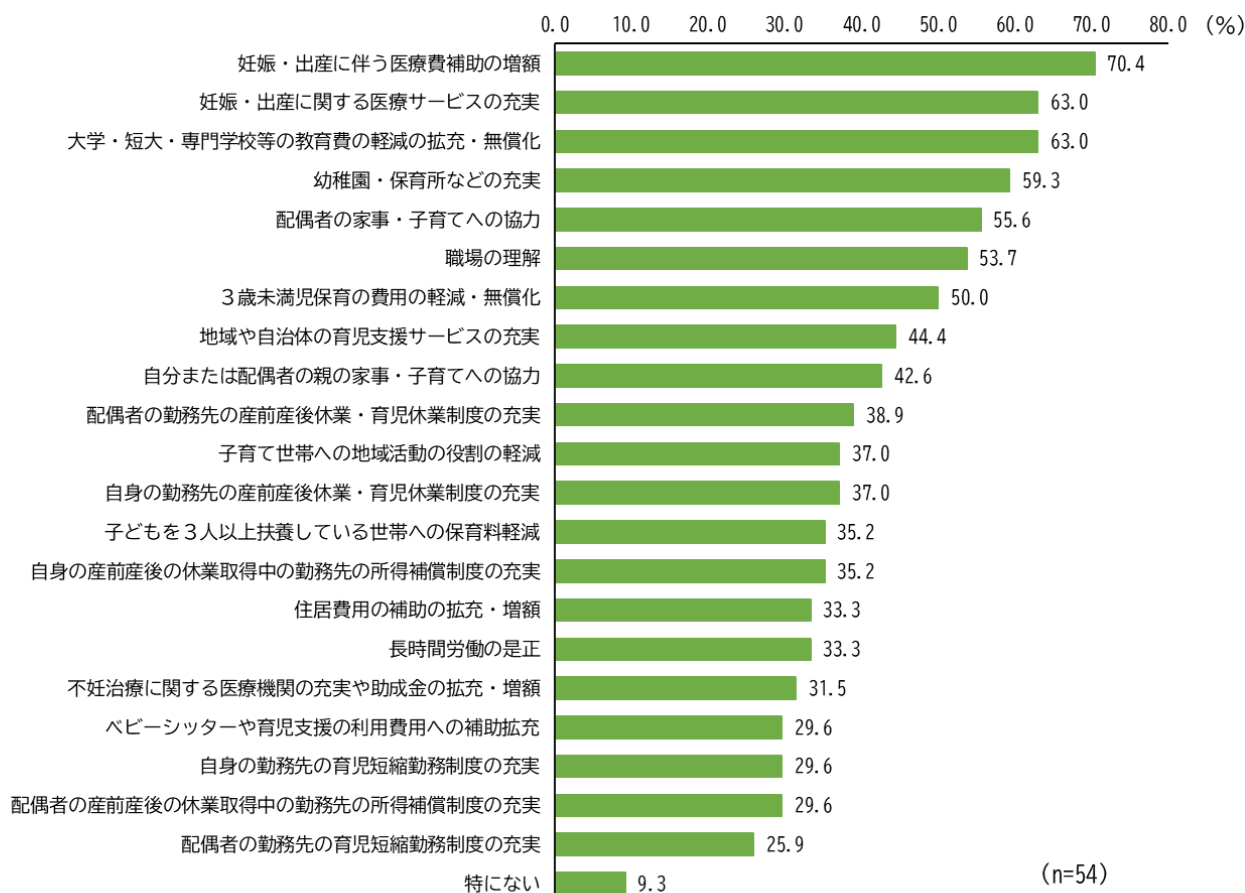
図表 7 理想のこどもの数より実際に持つ（予定の）こどもの数の方が少ない理由【複数回答】



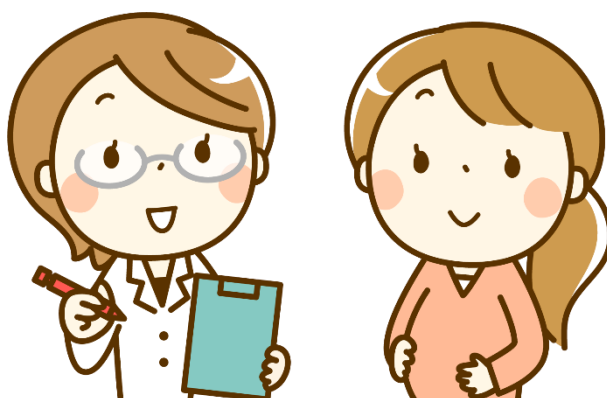
出典：佐久穂町「令和6年 若者の生活状況調査」

出産・子育てのために必要なことは何かを聞いたところ、「妊娠・出産に伴う医療費補助の増額」（70.4%）「妊娠・出産に関する医療サービスの充実」（63.0%）「大学・短大・専門学校等の教育費の軽減の拡充・無償化」（63.0%）などの回答が多くなっています。

図表 8 出産・子育てのために必要なこと【複数回答】



出典：佐久穂町「令和6年 若者の生活状況調査」

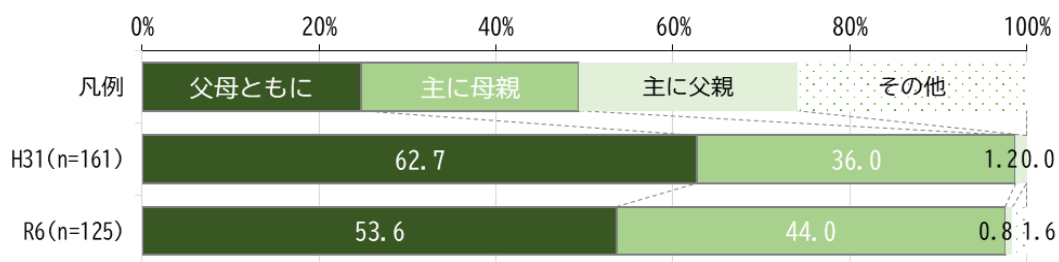


2. 子育ての状況

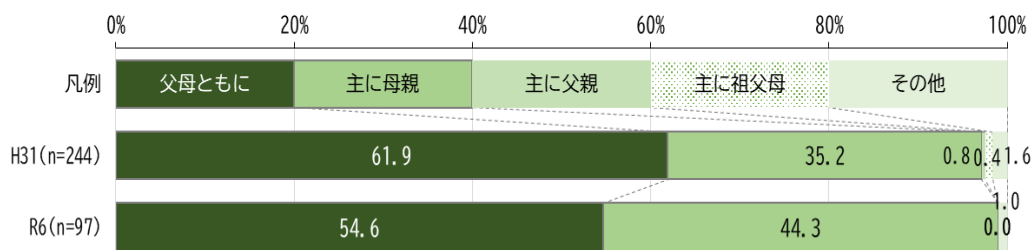
(1) 子育ての分担状況

未就学児向け子育て調査および小学生向け子育て調査から、子育てを主に行っている人をみると、平成 31 年から令和 6 年で「父母ともに」の割合が減少する一方、「主に母親」の割合は増加しています。

図表 9 子育てを主に行っている人
〈未就学児の保護者〉



〈小中高生の保護者〉

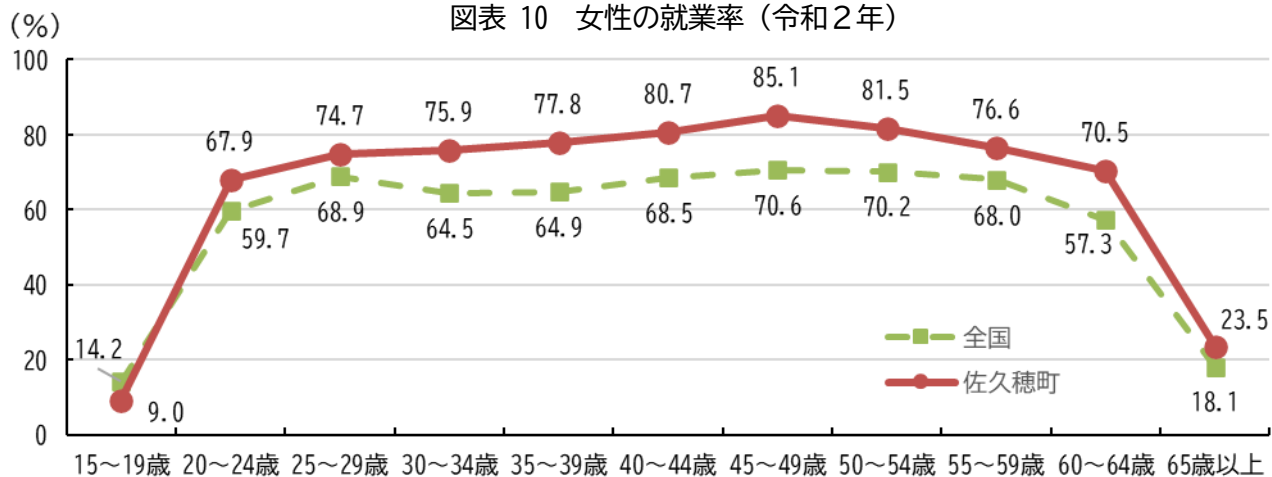


出典：佐久穂町「令和 6 年 未就学児向け子育て調査・小学生向け子育て調査」

(2) 母親の就労状況

女性の就業率をみると、本町では全国平均より高くなっています。子育てのタイミングと重なりやすい 30 歳前半で就業率が下がる、いわゆる「M 字カーブ」もみられず、子育て中の女性の多くが就業している状況です。

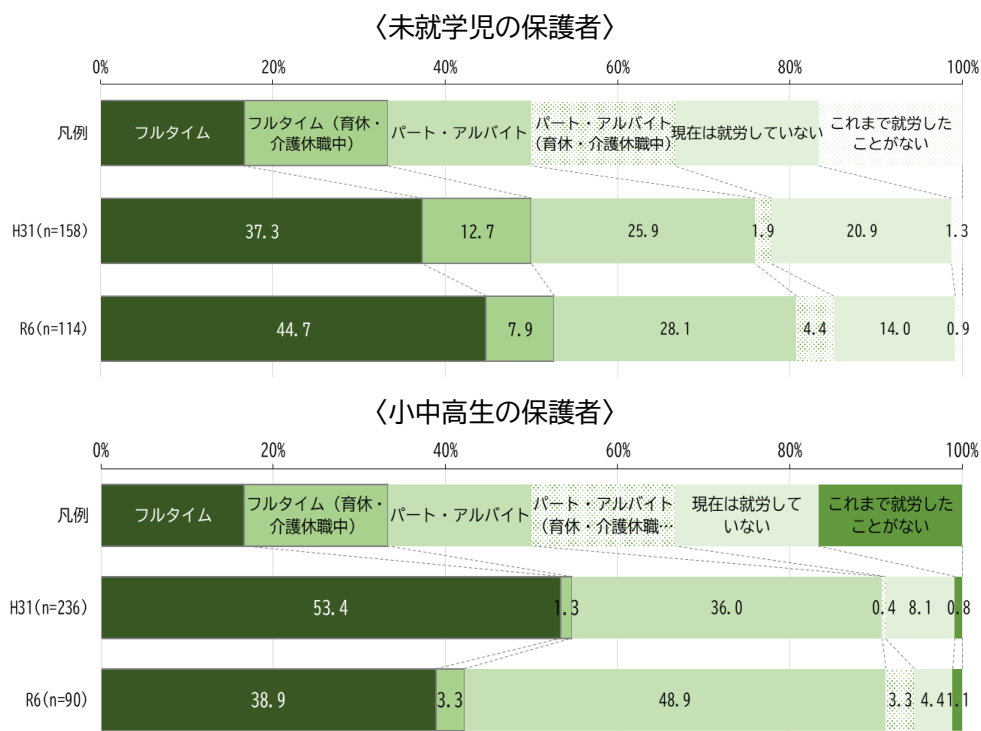
図表 10 女性の就業率（令和 2 年）



出典：総務省「国勢調査」

未就学児向け子育て調査および小学生向け子育て調査によると、未就学児の母親のフルタイムの割合は、平成 31 年から令和 6 年で増加しています。一方で小中学生の母親の場合は減少しています。

図表 11 母親の就労状況

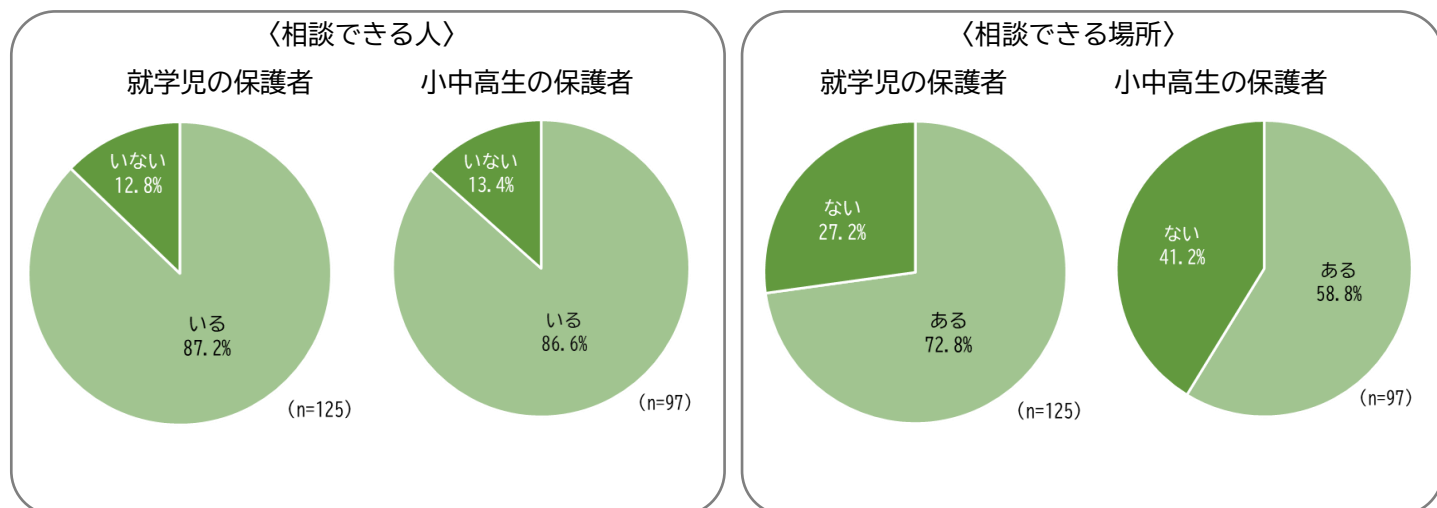


出典：佐久穂町「令和 6 年 未就学児向け子育て調査・小学生向け子育て調査」

（３）子育てにおける悩みや相談先

未就学児向け子育て調査および小学生向け子育て調査によれば、子育ての悩みを気軽に相談できる「人」のいる割合は概ね85%ですが、相談できる「場所」のある割合をみると、未就学児保護者で72.8%、小中高生等保護者で58.8%と、「人」に比べて低くなっています。

図表 12 気軽な相談先の有無



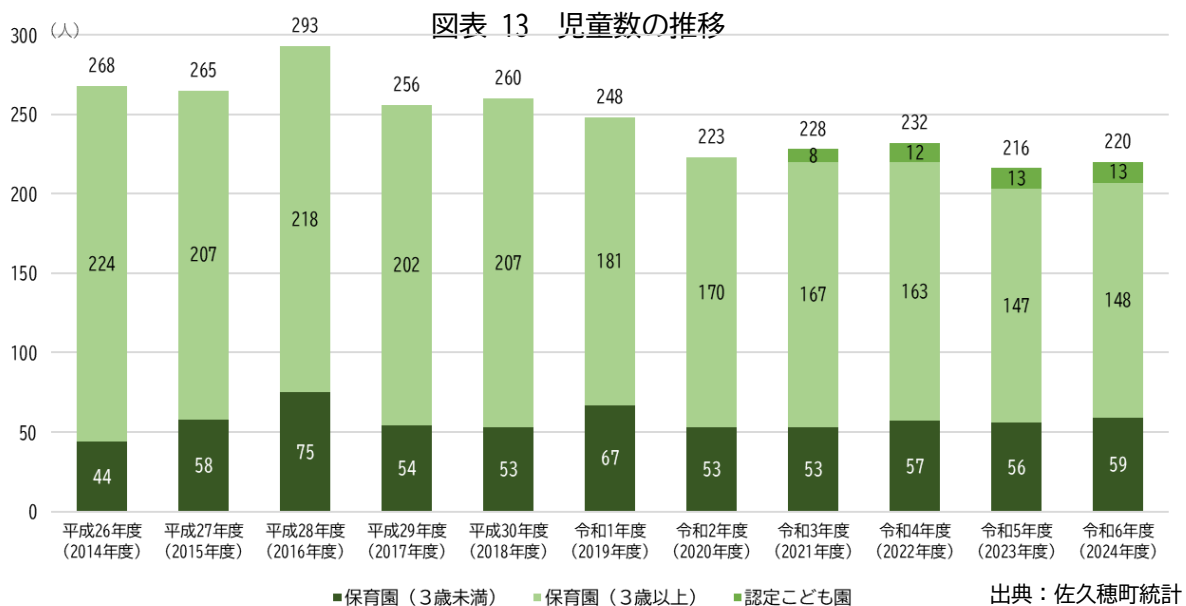
出典：佐久穂町「令和 6 年 未就学児向け子育て調査・小学生向け子育て調査」

3. 保育・教育の状況

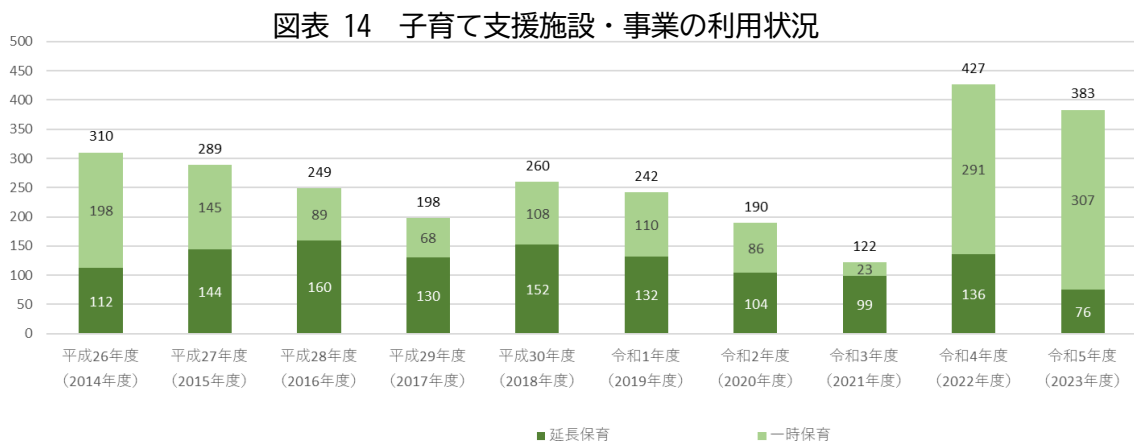
(1) 保育の状況

本町には以下の保育施設があります。児童数について平成 26 年度からの推移をみると、平成 28 年度の 293 人をピークに減少傾向にあります。年齢別にみると、3 歳以上の児童は平成 26 年度から令和 6 年度にかけて 224 人から 148 人に大きく減少していますが、3 歳未満の児童では、同期間で 44 人から 59 人に増加しています。

公立・私立	施設名	定員
公立	栄保育園	150 名
公立	海瀬保育園	100 名
公立	八千穂保育園	170 名
私立	認定こども園ちろばの杜	10 名（保育利用）

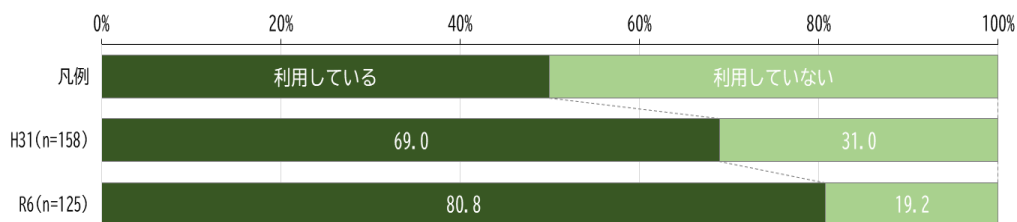


保育施設で実施している延長保育・一時保育の利用状況をみると、変動はありますが、コロナ禍の時期に減少した利用が令和 4 年度に大きく増加し、その後も高い状況にあります。

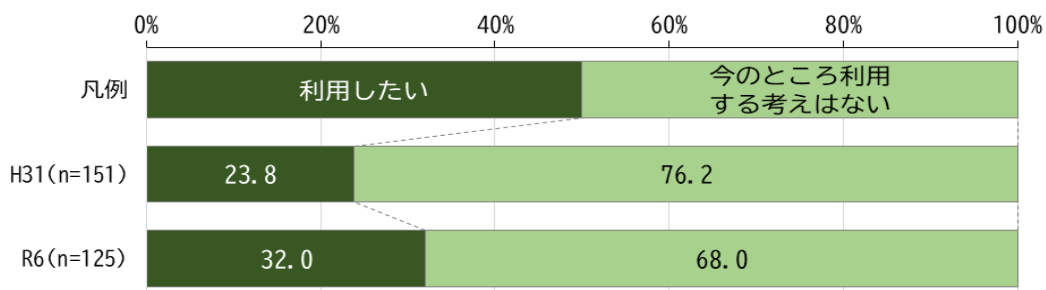


未就学児向け子育て調査によると、平日の定期的な教育・保育事業の利用状況は、平成31年から令和6年で11.8ポイント増加しています。また、不定期の一時預かり等の支援サービス利用意向も、8.2ポイント増加しています。

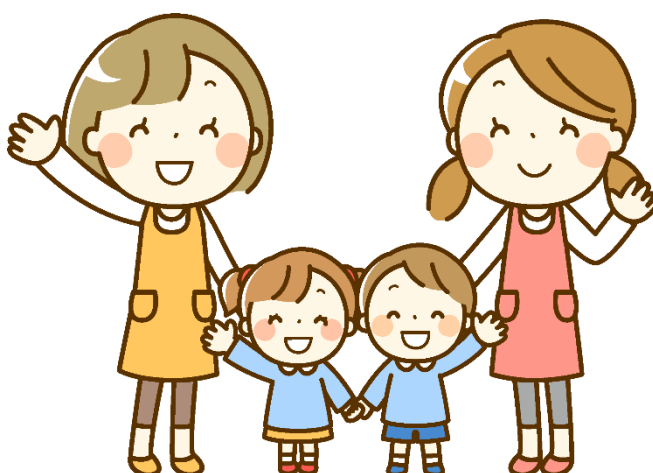
図表 15 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（未就学保護者）



図表 16 不定期の一時預かり等サービスの利用意向（未就学保護者）



出典：佐久穂町「令和6年 未就学児向け子育て調査」



(2) 学校の状況

本町では、平成 27 年より小学校・中学校を統合し、施設一体型の「佐久穂小学校・佐久穂中学校」として運営しています。同校では特色ある教育として、①小中一貫教育、②英語教育、③キャリア教育（ふるさと教育）を掲げています。

また、私立の学校として、ドイツ発祥の異年齢グループによる教育「イエナプラン」の日本初の認定校である「大日向小学校・中学校」があります。

さらに本町には、学校へ通いにくい児童生徒を対象に、社会的自立を支援する「佐久穂町中間教室」を運営しています。

図表 17 本町の小中学校および中間教室（令和 6 年度）

公立・私立	施設・教育支援事業	児童・生徒数
公立	佐久穂小学校・佐久穂中学校	小学校児童 442 名 中学校生徒 245 名
私立	大日向小学校・中学校	小学校児童 182 名 中学校生徒 49 名
(町営事業)	佐久穂町中間教室 (こどもセンターさくほっこ内)	19 名

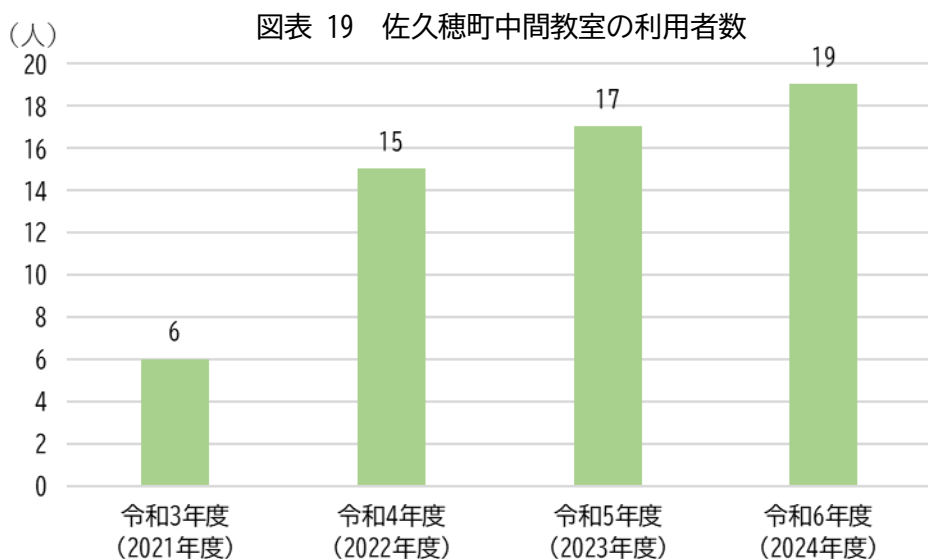
図表 18 本町の公立学校で実施している教育関連事業の参加児童・生徒数

(人)

	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度) ※
イングリッシュ キャンプ	未実施	25	25	17
林業体験	345	269	262	269

※2024 年 11 月時点

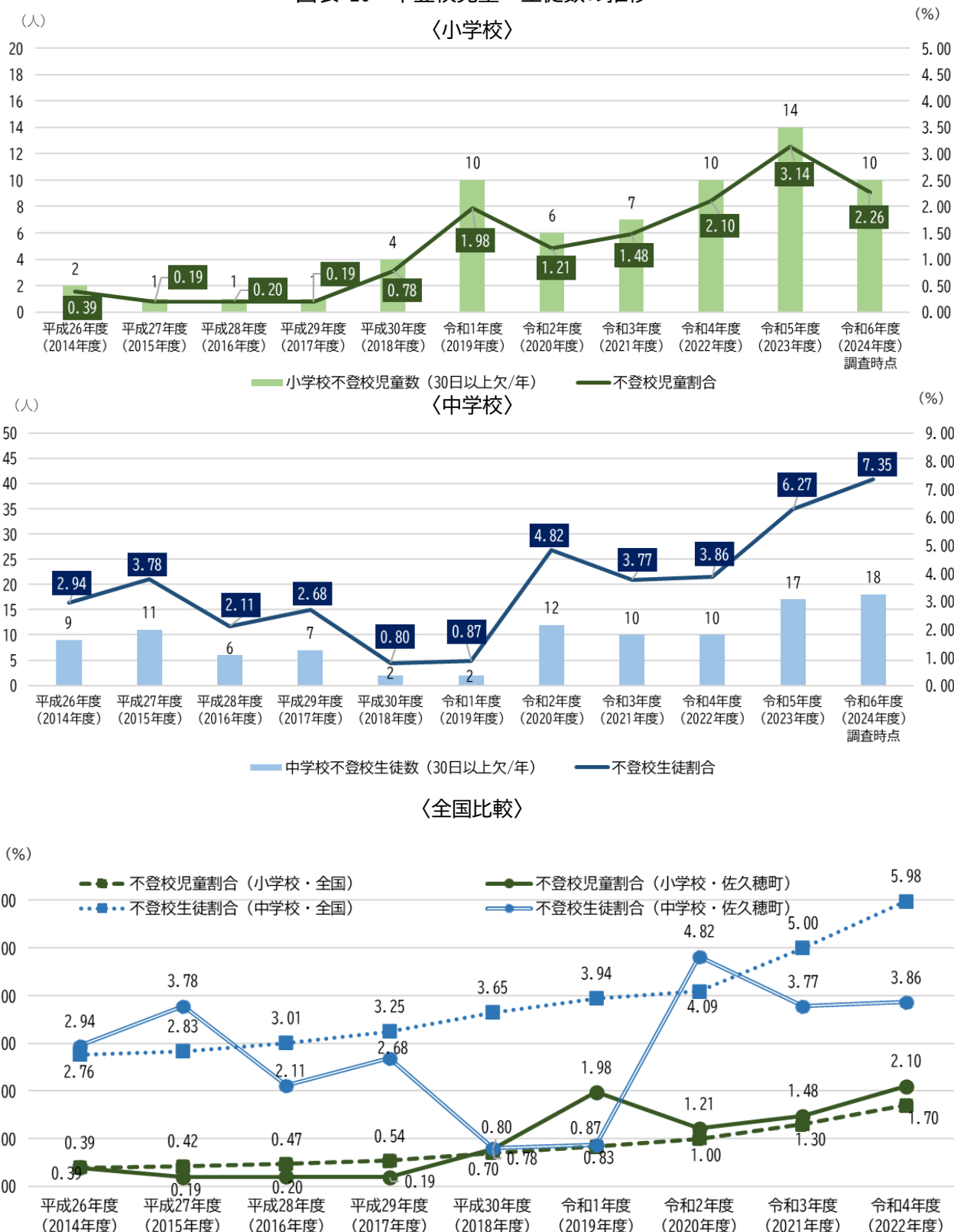
出典：佐久穂町統計



出典：佐久穂町統計

不登校児童・生徒の状況をみると、小学校・中学校ともに上昇傾向にあります。
 ただし不登校児童・生徒の割合（1000人あたり数）を全国と比較すると、小学校では概ね同水準、中学校では令和2年度など一時的に上回る年もありますが概ね全国を下回る水準で推移しています。

図表 20 不登校児童・生徒数の推移



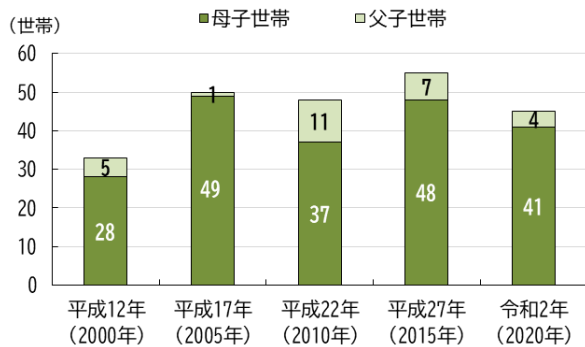
出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」、佐久穂町統計

4. 支援を要する家庭の状況

(1) 支援を要する家庭の状況

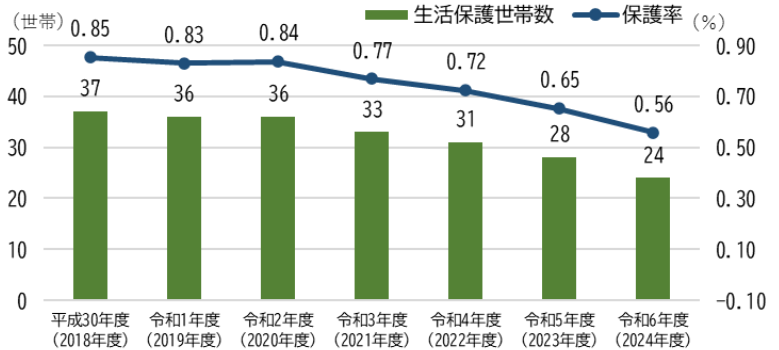
ひとり親世帯は50世帯前後となっています。また、生活保護世帯数は、近年は減少傾向にありますが、20～30世帯となっています。

図表 21 ひとり親世帯数の推移



出典：総務省「国勢調査」

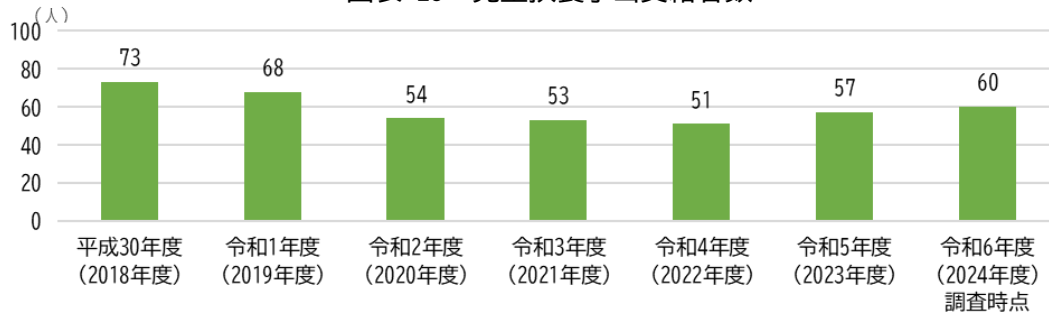
図表 22 生活保護世帯数と保護率の推移



出典：佐久穂町統計（令和6年度は11月時点）

児童扶養手当受給者数は、60人前後で推移しています。

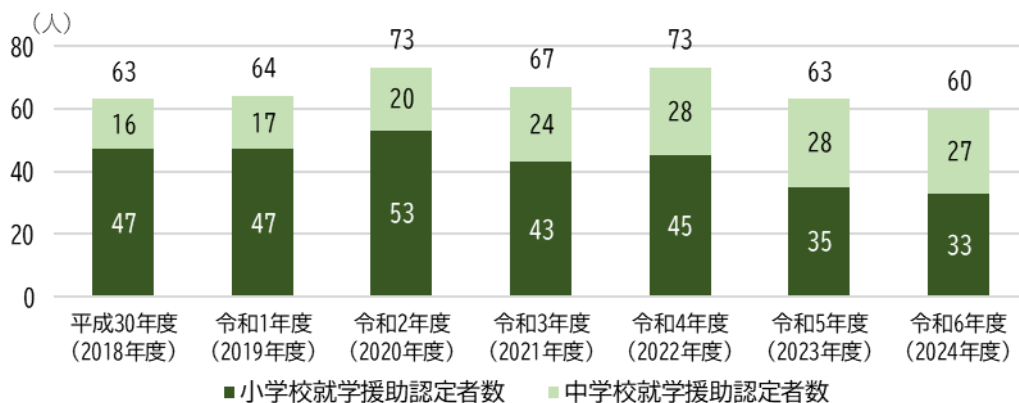
図表 23 児童扶養手当受給者数



出典：佐久穂町統計（令和6年度は11月時点）

小中学校就学援助認定者数（要保護・準要保護児童生徒援助費支給者数）は、60～70人程度で推移しています。

図表 24 小中学校就学援助認定者数（要保護・準要保護児童生徒援助費支給者数）



出典：佐久穂町統計（令和6年度は11月時点）

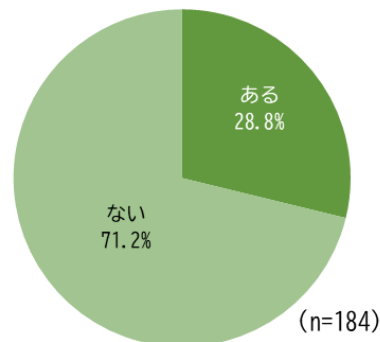
5. こども・若者の状況

(1) 小中学生の悩みや相談の状況

子どもの生活状況調査によれば、いじめやいやがらせを受けた経験のあるこどもは28.8%と4分の1以上の割合となっています。

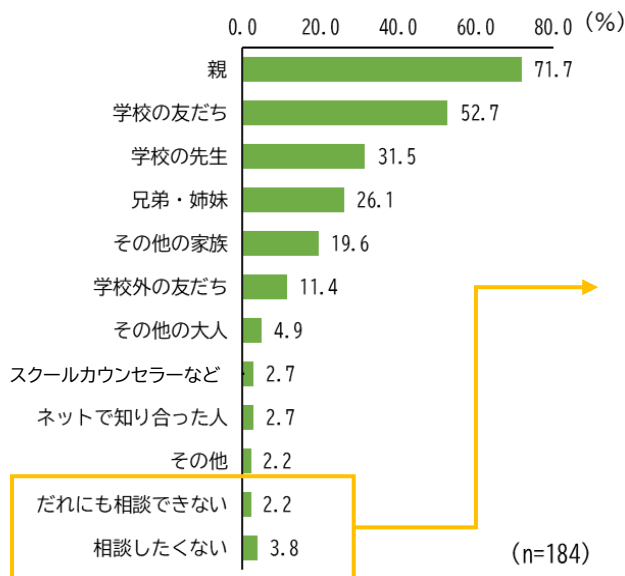
また、困ったとき相談できると思う人をみると、「親」(71.7%)や「学校の友だち」(52.7%)の割合が高い一方、「だれにも相談できない」「相談したくない」との回答も一定数あります。相談できない／したくない理由としては、「だれにも知られたくないから」「うまく伝えられないから」などの回答が多くなっています。

図表 25 いじめやいやがらせの経験

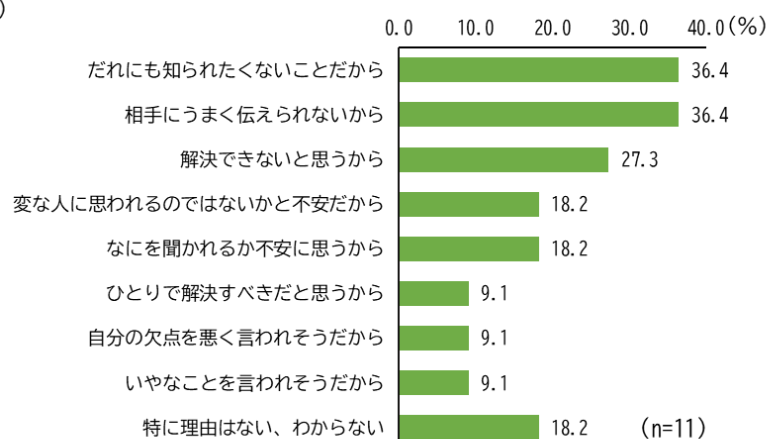


出典：佐久穂町「令和6年 子どもの生活状況調査」

図表 26 相談できると思う人



図表 27 相談できない／したくない理由

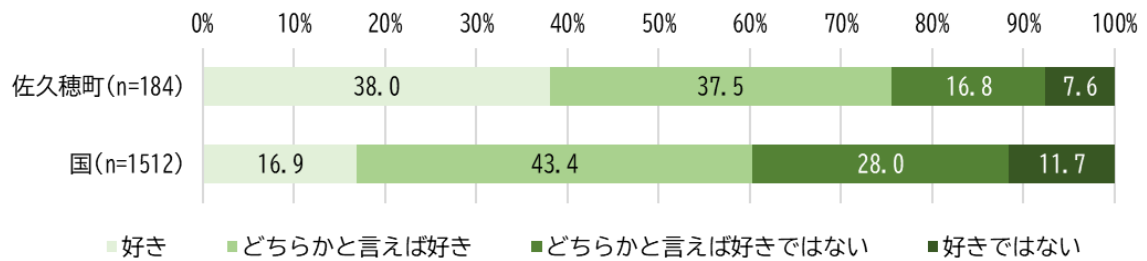


出典：佐久穂町「令和6年 子どもの生活状況調査」

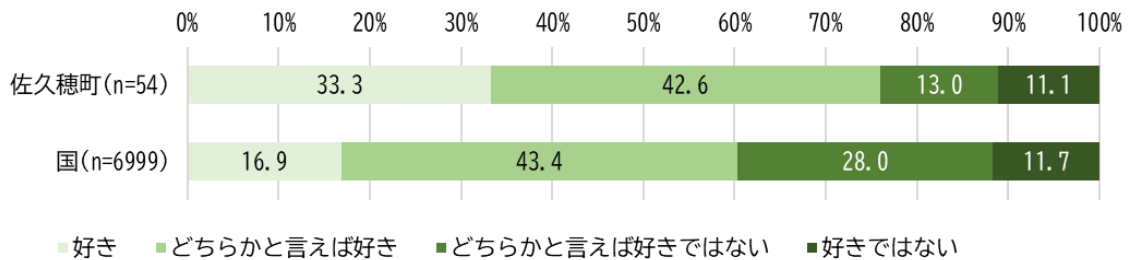
(2) 自己肯定感・将来への希望

子どもの生活状況調査および若者の生活状況調査において、現在の自分が好きか（自己肯定感）と、将来への希望を持っているかについて聞いたところ、本町の小中学生・若者はともに、「好き」「持っている」の割合が全国より高くなっています。

図表 28 現在の自分が好きか
〈小中学生〉

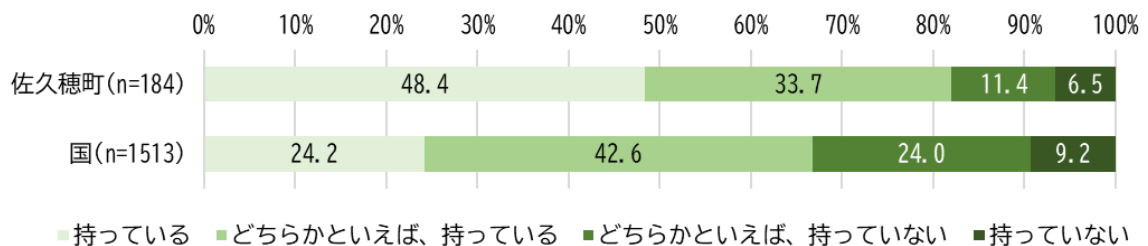


〈若者〉

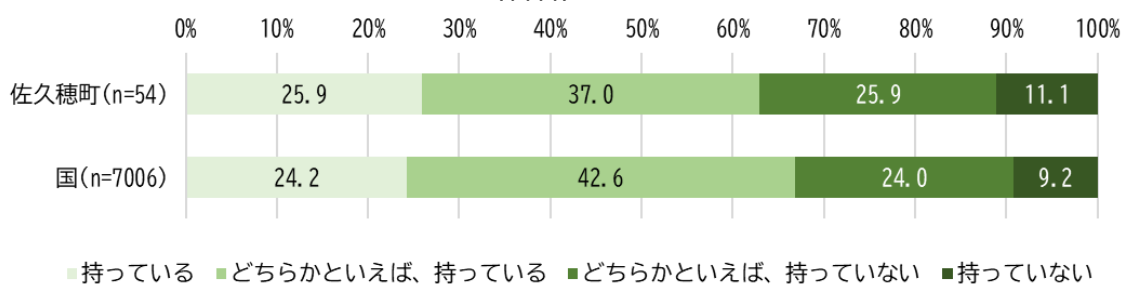


出典：佐久穂町「令和6年 子どもの生活状況調査・若者の生活状況調査」

図表 29 将来への明るい希望を持っているか
〈小中学生〉



〈若者〉

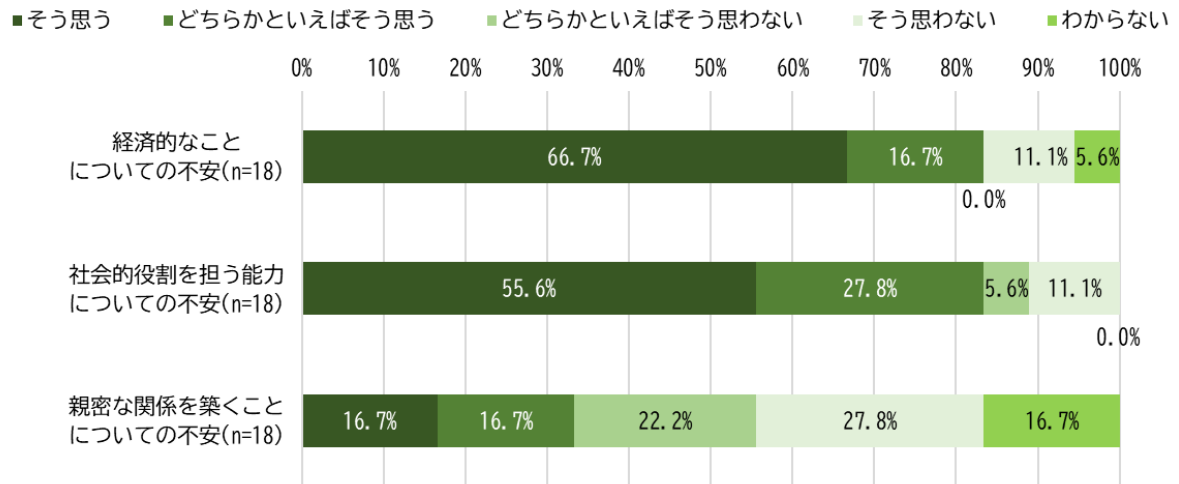


出典：佐久穂町「令和6年 子どもの生活状況調査・若者の生活状況調査」

(3) 社会人の抱える不安

若者の生活状況調査において、日常生活で抱えている不安をきいたところ、「経済的なこと」への不安があるとの回答は 66.7%、「社会的な役割を担うこと」では 55.6%、「親密な関係を築くこと」では 16.7%となっています。

図表 30 日常生活で抱えている不安（社会人）



出典：佐久穂町「令和6年 若者の生活状況調査」



6. こどもに関する本町の課題

(1) 子育て家庭の負担の軽減

- ・世帯あたり人口が減少しており、子育て家庭の核家族化が進んでいるとみられます。また、女性の就業率やフルタイムで働く母親の割合が高いことから、両親が共働きでこどもを育てている家庭が多いとみられます。
- ・子育ての負担が家庭内では母親に偏っている恐れがあります。
- ・3歳未満児の保育ニーズ、延長保育・一時保育などの多様な預かりサービスの利用ニーズが、横ばい又は増加している状況です。

↓

◆子育て家庭の状況に応じた負担軽減が必要です。

- ・3歳未満児保育をはじめ、共働き家庭を想定して、そのニーズに応じて様々な子育て支援サービスを適切に提供することが求められます。
- ・子育てに係る経済的な負担の軽減が重要です。
- ・ジェンダー平等やワーク・ライフ・バランスの推進、こどもを育てる際の負担軽減を後押しすることが重要となります。

(2) こどもの学び・成長の機会の確保

- ・本町では、公立校における「小中一貫教育」、「イエナプラン」を掲げる私立校など、特色ある教育が実施されています。
- ・本町のこどもは、自己肯定感や将来への希望をもつ割合が全国に比べてやや高い状況です。
- ・不登校の数は、全国的な状況と同様に増加傾向にあります。
- ・社会に出た若者の多くは「経済的なこと」「社会的役割を担うこと」についての不安を抱えているとみられます。全国的な問題として頻繁にニュースになる、情報技術活用と情報モラル教育・性や妊娠、子育てに関する教育・ジェンダー平等教育の充実も重要と考えられます。

↓

◆今後も引き続き、こどもの学び・成長を支え、社会で活躍できる意識や能力を育むことが大切です。

- ・本町らしい特色ある教育に今後も取り組み、こどもの自己実現や社会での活躍を後押しすることが大切です。
- ・教育の現場では、いじめや不登校などの問題の予防や早期発見に努め、このことと関連する居場所づくりや引きこもり支援等にも取り組むことで、誰もが学び・成長の機会を得られるよう配慮することが重要です。
- ・社会に出てからも、若者が自立して、希望する暮らしができるよう支えることが重要です。情報技術の活用やモラル教育、性や妊娠、子育てに関する教育、ジェンダー平等教育など、現在の社会生活において重要なことを学童期に学べる環境が求められます。

(3) 困難を抱えるこども・家庭への支援

- ・児童扶養手当をはじめ経済的支援を要する子育て家庭が一定数あります。
- ・「子育てにお金がかかる」ためにこどもの数が理想より少なくなっている家庭が一定数いるとみられます。また、出産・子育てのために必要なこととして、医療費や教育費の補助・軽減を重視する意見が多くあります。
- ・保護者が子育ての悩みを気軽に相談できる先として、公的な「場所」があるとの回答は保護者の6～7割に留まっています。
- ・いじめやいやがらせを受けた経験のあるこどもは28.8%にのぼり、このなかには「だれにも相談できない／したくない」というこどもが一定数あります。
- ・本町では、学校へ通いにくい児童生徒の社会的自立を支援する「佐久穂町中間教室」が運営されています。

↓

- ◆こどもが生まれてから成長し社会に出るまで、こどもや家庭の抱える困難を支えることが重要です。**

 - ・出産、養育、教育など子育てに係る経済的な負担への支援を通じ、こどもを生き育てやすい環境づくりを進めることが求められます。
 - ・問題を抱え込んでしまうこども・保護者が孤立しないよう、居場所づくりや、様々な問題の早期発見と適切な支援へつなげる取り組みが重要です。
 - ・「佐久穂町中間教室」をはじめとする既存の支援事業や拠点も活かしながら、こどもや保護者の悩みに対応できる相談支援体制の拡充や、地域でこどもや子育て家庭を支える環境づくりを進めることで、こどもが成長過程でつまづくことのないよう努める必要があります。

(4) 地域全体としての子育て環境づくり

- ・本町では人口減少、少子高齢化が続いており、今後もその傾向が続くと予想されます。
- ・核家族化・共働き化などから子育てに費やせる家庭の余裕がなくなっていることと懸念されることに加えて、人口減少によって地域コミュニティのなかで、こどもを見守る力も弱くなっている恐れがあります。社会情勢の不確実性が高まっているともされるなか、こどもが幸せな人生を歩むためには、地域でのつながりや協働の重要性も増しているといえます。しかしながら、地域協働を担う主力もまた、子育て世代や若者世代となりつつあります。子育て世代や若者世代が、この地域に住み続けたいと思えるように、地域活動等の取捨選択も必要です。

↓

- ◆人口減少時代を見据え、子育てのしやすい環境づくりに地域全体で取り組むことが求められます。**

 - ・こどもや子育て家庭を見守り、応援するという地域の意識醸成が重要です。
 - ・子育てをすること、また、こどもが成長することに、安心感や安全性のある地域づくりに取り組むことが求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

あらゆるこどもは、身体的・精神的・社会的に、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活をおくることが望まれます。

また、児童福祉法第2条第2項に規定されているとおり、こどもの保護者は、こどもが心身ともに健やかに成長することについて、最も重要な責任を負っています。

本町はこの2つを基本認識とし、「こども」を社会の中心に据えて、子育てにかかる負担軽減と、こどもの健やかなこころ・からだの成長の後押しに努めます。また、そうした成長を阻害する様々な困難に直面するこどもや家庭を支援します。

このことで、誰もが安心してこどもを生み育て、こどもたちが地域の未来を担う新しい世代として活躍する地域をつくっていきます。

なお、本町では人口減少・少子高齢化が進んでいます。この影響はとても大きく、これまでできていたことができなくなる恐れもあります。学校、地域、行政等の各種取り組みは、取捨選択のうえ、方法や形を変えながら、持続可能な地域を目指します。

以上の考えのもと、本計画の基本理念を以下のとおり定めます。

こどもの「こころ」も「からだ」も「未来」もまんやかに
～持続可能な地域をつくろう～



2. 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次の4つの基本目標を定めます。

基本目標1 家庭の子育て負担を軽減する

核家族化や共働き世帯の増加などの社会情勢や働き方を踏まえながら、子育て家庭のニーズに応じて、様々な子育て支援サービスを適切に提供します。

基本目標2 学童期・青年期における学びと成長を支える

こどもが学童期から青年期にかけて、健やかに成長し、将来社会に出て活躍するための力を育めるように、様々な形で豊かな学びの機会を提供します。また、社会に出たあとの自立と自己実現を支援します。

基本目標3 困難を抱えるこども・家庭への支援を充実させる

経済的な困難をはじめとして、こどもの成長や学びにおいて抱える困難や、こどもが育つ家庭の問題に対応するために、各種支援体制を充実させます。

基本目標4 地域全体でこどもの健やかな成長を支える

こどもが生まれてから社会に出るまでのライフステージを通して、切れ目なく必要な支援を受けることができるよう、地域全体で、こどもと子育て家庭を支え、見守ることのできる環境づくりに取り組みます。

3. 施策の体系

基本目標1 家庭の子育て負担を軽減する

施策	No.	事業	担当係等
1-1	こども・母親の健康の支援	1 乳児家庭全戸訪問事業	保健係
		2 伴走型相談支援事業(妊婦等包括相談支援事業)	保健係
		3 地域子育て支援拠点事業(妊婦教室)	保健係
		4 乳幼児と母体のための健診・検診をはじめとする相談支援	保健係
		5 保護者への出産・子育てについての情報提供	保健係
		6 産後ケア事業	保健係
1-2	子育て支援サービスの提供	7 保健師による利用者支援事業・養育支援訪問事業	保健係
		8 子育て世代包括支援センター(母子健康包括支援センター)の運営	保健係
		9 子育て援助活動の支援(ファミリー・サポート・センター(ふれあいサポート)事業)	佐久穂町社会福祉協議会
		10 産前産後家事支援助成事業(妊娠中～満1歳未満)	子育て支援係
		11 病児・病後児保育	子育て支援係
		12 子育て家庭優待パスポート	子育て支援係
		13 児童発達支援事業(母子通園訓練事業)	子育て支援係
		14 子育て短期支援事業(ショートステイ)	子育て支援係
1-3	保育サービスの充実	15 子ども家庭総合支援拠点の運営	子育て支援係
		16 幅広い保護者の利用できる乳幼児保育の提供(広域入所・希望登園を含む)	保育園係
		17 障がい児保育及び支援の充実	保育園係
		18 学校・こどもセンター等との情報連携の推進(オンリーワン支援事業・こころ育ち相談)	保育園係
		19 保育の質の向上(小学校へのつなぎの充実)	保育園係
		20 保育園給食における食育推進事業	保育園係
		21 多様な家庭に対応した保育サービスの提供(延長保育・一時保育等)	保育園係
		22 こども誰でも通園制度	保育園係
		23 やまほいくの充実	保育園係
		24 保護者相談対応の拡充	保育園係
		25 情報 ICT の活用による連絡強化及び支援強化	保育園係

基本目標2 学童期・青年期における学びと成長を支える

施策	No.	事業	担当係等
2-1	学童期の居場所の確保	26 放課後等デイサービス事業	福祉係
		27 生涯学習館学習スペースの提供(図書館含む)	生涯学習係
		28 こども公民館	生涯学習係
		29 スポーツ少年団	生涯学習係
		30 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)	子育て支援係
		31 地域子育て支援拠点事業(児童館の運営)	子育て支援係
2-2	こどもの健やかな成長支援	32 食育推進計画の推進	保健係
		33 学校給食における食育推進事業	学校教育係
		34 児童・生徒のこころの健康づくり支援	学校教育係
		35 児童・生徒の健康管理(適切な生活習慣づくり)の充実	学校教育係
2-3	学校の教育環境の充実	36 小中一貫教育の充実	学校教育係
		37 英語教育の充実(外国人英語講師派遣事業)	学校教育係
		38 キャリア教育(ふるさと学習)の推進強化	学校教育係
		39 広域の部活動地域展開の推進	学校教育係
		40 情報活用と情報モラル教育の強化	学校教育係
		41 性や妊娠・子育てに関する教育の充実	保健係
		42 ジェンダー平等教育の推進	保健係
2-4	多様な学びと体験の提供	43 図書館を活用したこどもの学びの支援	生涯学習係
		44 スキー・スケート教室	学校教育係
		45 花育(小学校での生け花特別授業)	文化財・芸術係
		46 木育事業(出生祝品としての木育用品の贈呈)	林務係
		47 緑・森林学習(みどりの少年団)	林務係
		48 森林林業体験学習(さくほ森の子育成クラブ)	林務係
		49 職場体験学習	学校教育係
		50 地域交流企画(地域の人を講師とした趣味や職業講座)	学校教育係
		51 外国人英語講師派遣事業(イングリッシュキャンプ)	学校教育係
		52 認知症サポーター養成講座	高齢者係
2-5	青年期の経済支援・就労支援	53 奨学金貸付事業	学校教育係
		54 奨学金返済支援	学校教育係
		55 就労相談	子育て支援係
2-6	社会的な自立と自己実現のための支援	56 ヤングケアラーの実態把握と相談窓口等への接続	福祉係
		57 社会におけるジェンダー平等と相互尊重の啓発	保健係
		58 働き方や心身の健康についての相談支援	保健係
		59 結婚活動支援	福祉係
		60 望まない妊娠や出産等の不安・悩みへの相談支援	保健係

基本目標3 困難を抱えるこども・家庭への支援を充実させる

施策	事業	担当係等
3-1	子育て家庭への経済的支援	61 不妊・不育治療費用の助成
		62 妊婦・乳幼児・産前産後の健康のための健診費用助成
		63 出生祝金、成長祝金の支給
		64 出産・子育て応援給付金(妊婦のための支援給付金)の支給
		65 保育園副食費の助成
		66 学校給食費の助成
		67 要保護・準要保護児童生徒援助費支給
		68 スポーツ振興センター災害給付共済
		69 特別支援教育就学奨励費支給
		53 奨学金貸付事業【再掲】
		54 奨学金返済支援【再掲】
		70 こどもの医療費の助成(福祉医療費給付)
		71 児童手当の支給
		72 遺児給付金の支給
3-2	ひとり親家庭の支援	73 児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給
		2 伴走型相談支援事業(妊婦等包括相談支援事業)【再掲】
		74 ひとり親家庭の子育て支援のための家庭訪問の継続
		7 保健師による利用者支援事業・養育支援訪問事業【再掲】
		75 ひとり親家庭の医療費の助成(福祉医療費給付)
3-3	児童虐待やヤングケアラーへの対応	73 ひとり親家庭の子育て支援(児童扶養手当の支給【再掲】)
		2 伴走型相談支援事業(妊婦等包括相談支援事業)【再掲】
		76 児童虐待予防のための家庭訪問の継続
		7 保健師による利用者支援事業・養育支援訪問事業【再掲】
		77 虐待を受けたこどもへのケア
		78 児童虐待リスク軽減・ヤングケアラー支援のための家庭訪問及び育児・介護支援
		56 ヤングケアラーの実態把握と相談窓口等への接続【再掲】
		79 要保護児童対策地域協議会
3-4	障がい児施策の充実	80 児童虐待等防止のための早期発見・早期対応(保健係との連携)
		81 障がい児タイムケア事業・日中一時支援事業
		26 放課後等デイサービス事業【再掲】
		17 障がい児保育及び療育の充実【再掲】
		18 オンリーワン支援事業【再掲】
		82 医療的ケア児等の保育園受入拡大
		83 就学相談
		69 特別支援教育就学奨励費支給【再掲】
		84 学童クラブにおける特性のある子の受け入れ
		73 特別児童扶養手当の支給【再掲】
3-5	いじめ、不登校、こころの問題への対応	85 いじめ問題対策連絡協議会
		86 心の教室相談員
		87 スクールカウンセラー
		88 佐久穂町中間教室の運営
		89 不登校児宅への訪問及び相談支援(中間教室への接続含む)
		90 ひきこもり等の状況の定期的な情報共有
3-6	その他の支援	91 外国にルーツのある家庭・こどもへの支援

基本目標4 地域全体でこどもの健やかな成長を支える

施策	事業	担当係等
4-1	こどもの権利の共有	92 こどもに権利主体としての自覚を促す啓発・学習支援
		93 住民に対するこどもの権利等の啓発
		94 こどもの意見表明の機会づくり
4-2	多様な悩みに対応できる体制づくり	95 各種の支援制度や相談窓口の周知と利用促進
		96 こどもが頼れる相談窓口の運営
		88 佐久穂町中間教室の運営【再掲】
		97 こども家庭センターを軸とした相談対応体制づくり
4-3	家庭や地域の子育て力の向上	98 保護者の子育て力向上支援(地域子育て支援拠点事業)
		99 保育園での交流・相談などの推進(地域子育て支援拠点事業)
		100 さくほプラス(自学自習補助員の配置)
		101 スチューデントティーチャー
		102 子育て応援マップの配布
		103 青少年育成協議会
4-4	安全・安心のまちづくり	104 民生児童委員・主任児童委員活動の充実
		105 交通安全教室の開催
		106 学校応援団安全パトロール
		107 安心の家

第4章 施策の展開

基本目標1．家庭の子育て負担を軽減する

【現状と課題】

本町では、妊娠期から子育て期にかけて各種の子育て支援サービスを実施し、子育て家庭のサポートを行ってきました。

しかし世帯あたり人口の減少、共働きやフルタイムの増加などから、家庭において子育てにかかる負担が増加している状況があります。3歳未満児の保育ニーズ、延長保育・一時保育などの多様な預かりサービスの利用ニーズを想定し、これに応えられる形で支援サービスを継続していくことが求められています。

併せて、保育における質の向上や学び・体験の充実化、相談対応の拡充などを通じて、乳幼児期のこどもが健やかに成長し、保護者が安心してこどもを預けられる環境をつくることも重要です。

【数値目標】

指標	出典	基準値	目標値
佐久穂町は子育てがしやすい町だと思う割合（そう思うの割合）	佐久穂町保護者アンケート調査	未就学保護者：24.8% 小中学生保護者：28.9% (2024年)	未就学保護者：29.8% 小中学生保護者：33.9% (2028年)
子育てに感じる悩みや不安がある割合	佐久穂町保護者アンケート調査	未就学保護者：40.8% 小中学生保護者：44.3% (2024年)	未就学保護者：35.8% 小中学生保護者：39.3% (2028年)



【基本施策】

1-1 こども・母親の健康の支援

乳幼児と母親の健康を、検診等の相談支援、家庭訪問、産後ケアなどを通じて支え、安心してこどもを出産できる環境をつくります。

番号	事業名	実施内容	担当係等
1	乳児家庭全戸訪問事業	・すべての出生児を対象として保健師が訪問し、乳児・産婦の観察や保健指導、育児相談を行います。 ・健診や予防接種のお知らせを行います。 ・特に養育支援が必要な家庭は再度訪問し、育児や家事等の相談に応じます。	保健係
2	伴走型相談支援事業 (妊婦等包括相談支援事業)	・妊娠期から出産・子育てまで、保健師が相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ「伴走型相談支援」を実施します。	保健係
3	地域子育て支援拠点事業(妊婦教室)	・安心して妊娠・出産・育児ができるための生活習慣の見直しや、妊娠期におけるマイナートラブル等の相談を受けます。 ・妊婦同士の相互交流を図ります。	保健係
4	乳幼児と母体のための 健診・検診をはじめとする 相談支援	・乳幼児健診・乳幼児相談を実施し、乳幼児の成長・発達を保護者と共有し、問題解決の支援と疾病の早期発見を図ります。 ・乳幼児予防接種を実施し、伝染病の恐れのある疾病の罹患予防および蔓延予防を図ります。 ・妊婦検診審査を実施し、母体や胎児の健康確保と疾病の早期発見に努めます。 ・助産師相談を実施し、妊娠から出産後の生活や母乳・ミルクなどの子育ての悩みに応じます。 ・妊婦歯科検診を推進しこどもの虫歯予防につなげます。 ・妊娠期・授乳期の母子の個別栄養相談を管理栄養士が実施します。 ・聴覚はこどもの発達に影響を及ぼすことがあるため新生児の聴覚検査を推進します。 ・産婦健康診査を実施し、産後うつなどの早期発見や、子育てについての不安や悩みなどに対応します。	保健係
5	保護者への出産・子育てについての情報提供	・性問題遭遇時に、安心して相談できる機関について、児童・生徒に情報提供するとともに、保護者への周知・啓発に努めます。	保健係
6	産後ケア事業	・産後1年6か月以内の母とそのこどもの健康保持と産後の不安軽減を目的に、産後ケア事業を推進していきます。	保健係

1-2 子育て支援サービスの提供

こどもの預かりや子育て時の家事支援など各種支援サービスによって、子育て時の保護者の抱える負担軽減に取り組めます。

番号	事業名	実施内容	担当係等
7	保健師による 利用者支援事業 ・養育支援訪問事業	・子育て支援事業を円滑に利用できるよう身近な場所で相談に応じ、情報提供と助言、関係機関との連絡調整を総合的に 行います。 ・本町では担当係を中心に利用者支援の充実に努めます。	保健係
8	子育て世代包括支援センター (母子健康包括支援センター) の運営	・母子保健事業と子育て支援事業を連携強化することで切れ 目のない子育て支援体制の構築を目指します。	保健係
9	子育て援助活動の支援 (ファミリー・サポート・センター (ふれあいサポート)事業)	・子育て援助に興味のある方を発掘し、子育てを手助けして ほしい方とのコーディネートを行います。	佐久穂町 社 会福祉協議 会
10	産前産後家事支援助成事業 (妊娠中～満1歳未満)	・妊産婦が、家事代行サービス事業者による援助を必要とす る場合、その費用の一部を助成して、妊産婦の心身の安定と 子育てを支援します。	子育て支援係
11	病児・病後児保育	・病気や病後の1歳から就学前までのこどもを専用のスペー スで保育士等が一時的に保育します。 ・子育てと就労等の支援として実施していきます。	子育て支援係
12	子育て家庭優待パスポート	・子育て家庭に「ながの子育て家庭優待パスポート」を配布し、 店舗の割引や特典などのサービスを提供することにより、子 育て家庭を地域社会全体で支える機運の醸成を図ります。	子育て支援係
13	児童発達支援事業 (母子通園訓練事業)	・心身の発達で気になる児童の子育て支援として、6 町村共 同で実施します。	子育て支援係
14	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	・保護者の疾病などの理由で、養育が一時的に困難となった 家庭の児童を、短期間お預かりすることで子育て家庭を支 援します。	子育て支援係
15	子ども家庭総合支援 拠点の運営	・こども及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、 相談、調査、指導、関係機関等との連絡調整その他の必要な 支援を行います。	子育て支援係

1-3 保育サービスの充実

保育サービスの質の向上や子育て家庭の多様なニーズへの対応力向上などを通じて、乳幼児の健やかな育ちを支えます。

番号	事業名	実施内容	担当係等
16	幅広い保護者の利用できる乳幼児保育の提供 (広域入所・希望登園を含む)	・乳幼児保育、広域入所を実施し、就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応します。 ・希望登園を実施し、土曜日、お盆、年度末などの保育ニーズに対応します。	保育園係
17	障がい児保育及び支援の充実	・集団保育可能な障がい児を積極的に受入れ、保育サービスの充実に努めます。	保育園係
18	学校・こどもセンター等との情報連携の推進 (オンリーワン支援事業・こころ育ち相談)	・配慮を要する児童に対して、関係機関で情報を共有し、個別に支援をしていきます。	保育園係
19	保育の質の向上 (小学校へのつなぎの充実)	・より質の高い保育を提供するため、保育士を対象とした研修会への参加機会を確保するとともに町独自の研修会を開催します。こどもの生きる力を育みスムーズな就学へつなげます。	保育園係
20	保育園給食における食育推進事業	・食育推進計画に基づき保育園食育計画を作成し、栽培、収穫、調理体験や地域伝統行事等、高齢者等の交流とあわせて食育推進を行います。	保育園係
21	多様な家庭に対応した保育サービスの提供 (延長保育・一時保育等)	・認定保育時間を超えた延長保育を実施し、就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応します。 ・一時保育を実施し、保護者の就労、傷病・入院、災害・事故、心理的・肉体的負担解消のための一時的な保育ニーズに対応します。	保育園係
22	こども誰でも通園制度	・0歳(6か月～)から2歳までの保育園に通っていないこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育園を利用できるようにします。(※令和8年度から開始)	保育園係
23	やまほいくの充実	・町の豊かな自然環境を活かした活動を通じて、こども達の知的好奇心や豊かな感性を育みます。 ・異年齢の集団活動を通じて、コミュニケーションや社会性、自尊心や自己肯定感を育み、未来を担う心豊かな人づくりを目指します。	保育園係

番号	事業名	実施内容	担当係等
24	保護者相談対応の拡充	・保育相談を拡充し、保護者と保育士間の情報共有や育児相談を行い、保護者の育児不安解消に努めます。 ・未就学児を対象とした土曜日の園庭開放に併せて、子育て相談ほっとタイムを実施します。 ・こどもの成長や関わり方についての相談の場として、こころ育ち相談を実施しています。	保育園係
25	情報 ICT の活用による連絡強化及び支援強化	・保育 ICT システムを導入し、保護者と保育園間の情報共有が円滑に行える体制を整えています。 ・日々の保育の様子を写真付きで保護者へ伝えることで、開かれた保育園運営を行います。 ・保育士の業務負担軽減を図り、こどもや保護者に向き合う時間を確保することで保育の質の向上に努めます。	保育園係



基本目標 2. 学童期・青年期における学びと成長を支える

【現状と課題】

本町では、公立校・私立校ともに特色ある教育に力を入れて取り組んできた経緯があり、こうした環境がこどもの自己肯定感や将来への希望をもつ割合の高さなどにつながっている可能性があります。

一方で、近年は社会の不確実性の増加や情報化の進展といった変化が大きい時代であり、こども時代から将来社会で自立し、自己実現が図れるよう様々なことを学び、身に付けることが求められています。

学童期には情報モラルや性・妊娠についての知識、多様性についての理解などを学べる環境を、青年期には就労や結婚など希望する生き方を選べるよう支援する体制を、充実させることが必要となります。

【数値目標】

指標	出典	基準値	目標値
自分によいところがあると思う割合 (当てはまる・どちらかといえば当てはまるの合計)	全国学力・学習状況調査	小学生:82.1% 中学生:85.5% (2024 年)	小学生:87.1% 中学生:90.5% (2028 年)
困りごとや不安がある時に先生や学校にいる大人にいつでも相談できる割合 (当てはまる・どちらかといえば当てはまるの合計)	全国学力・学習状況調査	小学生:70.5% 中学生:65.2% (2024 年)	小学生:75.5% 中学生:70.2% (2028 年)



【基本施策】

2-1 学童期の居場所の確保

学童期のこどもが学校・家庭以外でも気軽に立ち寄ったり安心して居場所を確保し、健やかな成長と子育て家庭の負担軽減につなげます。

番号	事業名	実施内容	担当係等
26	放課後等デイサービス事業	・放課後や長期休業においての療育の場、放課後等の居場所を展開します。 ・療育、レスパイトケア等、障がいのある児童の学齢期における支援を展開します。	福祉係
27	生涯学習館 学習スペースの提供 (図書館含む)	・学習室を含めた貸し室により、快適な学習環境を提供します。	生涯学習係
28	こども公民館	・こどもたちが人間性豊かに育つことと多彩な体験の場を提供することを目的に、各種同好会等の協力を得ながら、こども公民館を開催します。	生涯学習係
29	スポーツ少年団	・体力づくりと交流の促進、健全育成を目的にスポーツ少年団活動を展開します。	生涯学習係
30	放課後児童 健全育成事業 (学童クラブ)	・日中、保護者が家庭にいない小学生を対象に遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。 ・佐久穂クラブについては、児童館と連携し運営していきます。	子育て支援係
31	地域子育て支援 拠点事業 (児童館の運営)	・児童館を開設し子育て家庭の支援や放課後をはじめとする児童の居場所を確保します。 ・地域の人材、団体の協力による文化の伝承、体験の場を提供し健全育成の活動を展開します。	子育て支援係

2-2 こどもの健やかな成長支援

食や運動などの適切な生活習慣づくりや、こころの健康づくりを通じて、学童期のこどものこころとからだの健やかな成長を支えます。

番号	事業名	実施内容	担当係等
32	食育推進計画の推進	・食育推進計画に基づき、発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供に努めます。	保健係
33	学校給食における 食育推進事業	・児童生徒の発達段階を考慮し、教育活動全体を通じて食育を推進します。	学校教育係
34	児童・生徒の こころの健康づくり支援	・保健室、相談室を利用しながら、教師及びスクールカウンセラーが児童生徒のこころの健康づくりを支援します。	学校教育係

番号	事業名	実施内容	担当係等
35	児童・生徒の健康管理 (適切な生活習慣づくり) の充実	・身体の成長に関わりの深い食事や運動について、保健指導や食育を通じて、健康の保持・増進に取り組みます。	学校教育係

2-3 学校の教育環境の充実

学校教育において、基礎的な学力向上や部活動の機会を確保することに加えて、語学、情報モラル、性や妊娠など教育内容を充実させ、社会で活躍できる学びを後押しします。

番号	事業名	実施内容	担当係等
36	小中一貫教育の充実	・小中一貫教育をはじめとした佐久穂教育の推進により、中一ギャップの減少、地域を愛することの育成に努めます。	学校教育係
37	英語教育の充実 (外国人英語講師派遣事業)	・小学校1年生から英語の授業時間数を確保し教科として英語に親しみます。(文部科学省の教育課程特例校指定) ・外国人英語講師(ALT)を配置し、教師とALTがチームティーチングにより授業を行います。	学校教育係
38	キャリア教育 (ふるさと学習) の推進強化	・町のよさを知る、自分の生き方を考える、働く意義の実感を目指してふるさと学習を実施しています。(小学4年～8年まで継続した林業職業体験、町めぐり、地域学習、福祉体験、職場体験 等)	学校教育係
39	広域の部活動 地域展開の推進	・部活動の地域展開や部員不足の問題など、現在中学校の部活動を取り巻く諸問題に対処し、南佐久地域における持続可能な中学校部活動の実現を図っています。	学校教育係
40	情報活用と 情報モラル教育の強化	・インターネットや携帯電話などの正しい活用方法についての講演会などを通じて情報リテラシーが身につくよう努めます。	学校教育係
41	性や妊娠・子育てに 関する教育の充実	・中学生を対象として、大人に向かっていく体や気持ちの変化を受け入れ、責任ある人間として成長することを目的に実施します。	保健係
42	ジェンダー平等 教育の推進	・性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めることができる社会となるように中学生を対象にジェンダー平等教育を推進します。	保健係

2-4 多様な学びと体験の提供

学校教育だけでは得にくい様々な体験、交流、学習の機会を充実させ、こどもが豊かなところや社会性を育める環境をつくります。

番号	事業名	実施内容	担当係等
43	図書館を活用した こどもの学びの支援	・絵本を通して親子のふれあいや、図書への好奇心を育むことを目的として、5歳児を対象に絵本を贈呈します。	生涯学習係
44	スキー・スケート教室	・冬季の児童の体力維持と冬季スポーツの発展のためにスキー・スケート教室を実施します。	学校教育係
45	花育 (小学校での 生け花特別授業)	・小学生とその保護者が、町の花卉や白樺を用いたフラワーアレンジメント等を体験することで、地元の特産品に関心を持つ機会とします。	文化財・芸術係
46	木育事業 (出生祝品としての 木育用品の贈呈)	・木のぬくもりや、木のすばらしさを感じてもらうため、出生祝品として佐久穂小学校学校林のカラマツを使用した木育用品を贈呈します。	林務係
47	緑・森林学習 (みどりの少年団)	・「緑を愛し」、「緑を守り」、「緑を育てる心を養う」ことを通じて、次代を担うこどもたちが健やかに成長できるよう支援します。	林務係
48	森林林業体験学習 (さくほ森の子育成クラブ)	・町の森林、林業について、各学年の発達段階に応じた学習、体験を提供し後継者育成に努めます。	林務係
49	職場体験学習	・キャリア教育(ふるさと学習)の一環として、ふるさとのよさを体験すると共に、自ら課題を見つけ、解決していこうとする態度と技術を学べる機会を設けます。	学校教育係
50	地域交流企画 (地域の人を講師とした趣味や職業講座)	・地域の自然や産業について地域の方々から教えていただく機会を設け、ふるさとと自分の生き方を結びつけた職業観の育成を図ります。	学校教育係
51	外国人英語講師 派遣事業 (イングリッシュキャンプ)	・小中学校に外国人英語講師を配置し文化・教育活動を充実させます。 ・夏休みに、イングリッシュキャンプを実施しています。	学校教育係
52	認知症サポーター 養成講座	・小学生(5年生)、中学生(8年生)を対象に認知症に対する正しい知識を普及し、小中学生の体験学習の一つとして認知症サポーター養成講座を開催します。	高齢者係

2-5 青年期の経済支援・就労支援

進学や就労にあたって必要な支援を手厚く行うことで、誰もが自分の望む生き方を選ぶよう支援します。

番号	事業名	実施内容	担当係等
53	奨学金貸付事業	・高等学校以上に在学する方に対して、無利子で奨学金を貸与します。	学校教育係
54	奨学金返済支援	・人口の流出を防ぎ、定住の促進を図るため、大学等の修学のために貸与を受けた奨学金を返済する者に対し補助金を交付します。	学校教育係
55	就労相談	・若者を対象に、佐久穂町こどもセンターにて就労相談を実施します。	子育て支援係

2-6 社会的な自立と自己実現のための支援

就労、結婚、出産など、社会に出てからのライフステージにおける支援を充実させ、青年期の自立と自己実現を後押しします。

番号	事業名	実施内容	担当係等
56	ヤングケアラーの実態把握と相談窓口等への接続	・民生児童委員による全世帯の生活状況の把握と、民生児童委員と保健師及び福祉係との情報連絡会を実施することで、ヤングケアラー等の実態把握に努めます。	福祉係
57	社会におけるジェンダー平等と相互尊重の啓発	・保健福祉の体験学習など、若いうちから子育て等に関する学習機会を提供していきます。	保健係
58	働き方や心身の健康についての相談支援	・ワーク・ライフ・バランスの推進について、具体的な取り組み方法などの普及・啓発に取り組みます。	保健係
59	結婚活動支援	・広域的な結婚相談所を開設し結婚を後押しします。結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用(家賃、引越費用など)の助成を行います。	福祉係
60	望まない妊娠や出産等の不安・悩みへの相談支援	・妊娠期から産前産後まで、地域を担当する保健師が継続的に家庭訪問等により相談を行います。	保健係

基本目標3．困難を抱えるこども・家庭への支援を充実させる

【現状と課題】

本町ではこれまで、経済的に困窮する家庭への補助や給付金、虐待等の問題への対応体制などを運用し、子育て家庭やこどもの困難に寄り添ってきました。

しかし近年は、核家族化や共働き化、経済的不況、地域コミュニティにおける関係性の希薄化といった社会的な変化から、家庭やこどもを取り巻く問題は深刻化しています。本町でも、経済的負担を考えてこどもの数を理想より減らす、子育ての悩みをどこにも相談できない、といった状況が保護者の間で生じていると懸念されます。また、こども本人としても、いじめをはじめ様々な困難によって、学び、成長し、社会的に自立するという機会が損なわれるケースがあると考えられます。

子育て家庭の経済的負担への支援に加えて、各子育て家庭や、こどもひとり一人の抱える様々な困難に対応し、その問題解決を支援することが求められています。

【数値目標】

指標	出典	基準値	目標値
困難を抱える こども・家庭の 情報共有の場の開催 (把握している虐待等の問題を抱える全家庭 につき、一軒ずつ時間をかけて関係機関と情 報共有等を行う場を設けます。)	町統計	3回／年 (2024 年度)	年に3回以上 (毎年度)



【基本施策】

3-1 子育て家庭への経済的支援

妊娠・出産から子育て、教育など様々なライフステージごとに必要な経済的支援を行い、子育てに係る負担軽減につなげます。

番号	事業名	実施内容	担当係等
61	不妊・不育治療 費用の助成	・不妊治療にかかる経済的負担の軽減を図ります。	健康づくり係
62	妊婦・乳幼児・産前産後の 健康のための 健診費用助成	・妊婦健康診査費用の助成を実施することで、健康診査を受診しやすくし、母体や胎児の健康確保と疾病の早期発見に努めます。 ・妊婦の歯科検診受診料を助成します。 ・新生児の聴覚検査受診料を助成します。 ・産後2週と1か月後の産婦健康診査受診料を助成します。 ・産後1年6か月以内の産婦を対象とした、産後ケアのための利用者負担を助成します。	保健係
63	出生祝金、成長祝金 の支給	・新生児の健やかな成長を願い保護者に対して出生祝金を支給します。 ・小・中学校等へ入学する際の経済的負担の軽減を図るとともに、児童の健全な成長を支援するため成長祝金を支給します。	子育て支援係
64	出産・子育て応援 給付金の支給 (妊婦のための支援給付金)	・全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境を整えるため、保健師が面談を行う(伴走型相談支援)とともに、出産・子育て応援給付金(妊婦のための支援給付金)を支給します。	保健係
65	保育園副食費の助成	・町内公立保育園に通園する3歳以上児の副食費を助成します。	保育園係
66	学校給食費の助成	・保護者の経済的負担軽減を図るため、給食費を助成します。	学校教育係
67	要保護・準要保護 児童生徒援助費支給	・経済的な理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、経済的な支援を行います。	学校教育係
68	スポーツ振興センター 災害給付共済	・保育園、小・中学校に通う児童又は生徒のスポーツ振興センター災害給付共済掛け金を町が負担します。	学校教育係
69	特別支援教育 就学奨励費支給	・町立の小・中学校の特別支援学級に就学する児童又は生徒の保護者に対し、就学奨励費を支給します。	学校教育係
53	奨学金貸付事業 【再掲】	・高等学校以上に在学する方に対して、無利子で奨学金を貸与します。	学校教育係

番号	事業名	実施内容	担当係等
54	奨学金返済支援 【再掲】	・人口の流出を防ぎ、定住の促進を図るため、大学等の修学のために貸与を受けた奨学金を返済する者に対し補助金を交付します。	学校教育係
70	こどもの医療費の助成 (福祉医療費給付)	・出生から18歳までの児童が、医療機関等にかかった医療費(診療代・薬代等)について、町が助成します。	福祉係
71	児童手当の支給	・出生から中学校卒業までの児童を養育している保護者に対し、児童手当を支給します。	子育て支援係
72	遺児給付金の支給	・父又は母と死別された遺児の福祉増進のため遺児給付金を支給します。	子育て支援係
73	児童扶養手当 ・特別児童扶養手当 の支給	・児童扶養手当の支給を実施し、ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進します。 ・障がいのある児童を養育している保護者に対し、特別児童扶養手当を支給します。	子育て支援係

3-2 ひとり親家庭の支援

経済的な困窮をはじめ、様々な困難を抱え込むリスクのあるひとり親家庭への支援を通じて、困難を抱える家庭やこどもが社会的に孤立しないようサポートします。

番号	事業名	実施内容	担当係等
2	伴走型相談支援事業 (妊婦等包括相談支援事業) 【再掲】	・妊娠期から出産・子育てまで、保健師が相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ「伴走型相談支援」を実施します。	保健係
74	ひとり親家庭の 子育て支援のための 家庭訪問の継続	・地域を担当する保健師が継続的に家庭訪問等により相談を行います。	保健係
7	保健師による利用者支援事業・ 養育支援訪問事業 【再掲】	・子育て支援事業を円滑に利用できるよう身近な場所で相談に応じ、情報提供と助言、関係機関との連絡調整を総合的に行います。 ・本町では担当係を中心に利用者支援の充実に努めます。	保健係
75	ひとり親家庭の 医療費の助成 (福祉医療費給付)	・基準を満たしたひとり親家庭が、医療機関等にかかった医療費(診療代・薬代等)について、町が助成します。	福祉係
73	ひとり親家庭の 子育て支援 (児童扶養手当の支給[再掲])	・児童扶養手当の支給を実施し、ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進します。	子育て支援係

3-3 児童虐待やヤングケアラーへの対応

虐待やヤングケアラーの状況にあるこどもを、いち早く発見し、必要な対応や支援につなげられるように、各種の支援・対応の取り組みや関係機関同士の連携を強化します。

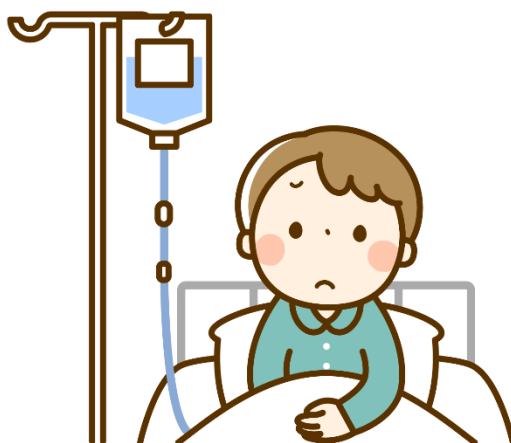
番号	事業名	実施内容	担当係等
2	伴走型相談支援事業 (妊婦等包括相談支援事業) 【再掲】	・妊娠期から出産・子育てまで、保健師が相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ「伴走型相談支援」を実施します。	保健係
76	児童虐待予防のための 家庭訪問の継続	・地域を担当する保健師が継続的に家庭訪問等により相談を行います。	保健係
7	保健師による 利用者支援事業 ・養育支援訪問事業 【再掲】	・子育て支援事業を円滑に利用できるよう身近な場所で相談に応じ、情報提供と助言、関係機関との連絡調整を総合的に行います。 ・本町では担当係を中心に利用者支援の充実に努めます。	保健係
77	虐待を受けた こどもへのケア	・地域を担当する保健師が継続的に家庭訪問等により相談を行います。また、状況に応じ医療機関等に接続します。	保健係
78	児童虐待リスク軽減 ・ヤングケアラー支援の ための家庭訪問 及び育児・介護支援	・地域を担当する保健師が継続的に家庭訪問等により相談を行います。また、状況に応じ必要な支援が利用できるように調整します。	保健係
56	ヤングケアラーの 実態把握と相談窓口等へ の接続【再掲】	・民生児童委員による全世帯の生活状況の把握と、民生児童委員と保健師及び福祉係との情報連絡会を実施することで、ヤングケアラー等の実態把握に努めます。	福祉係
79	要保護児童対策 地域協議会	・保健、福祉、医療、教育ならびに児童相談所・警察署など、児童問題に関する各機関の情報を共有し、虐待の防止、早期発見に努めるとともに、適切かつ迅速に対応します。	子育て支援係
80	児童虐待等防止のため の早期発見・早期対応 (保健係との連携)	・各関係機関の連携を強化し、児童虐待や家庭内DV等の早期発見に努めるとともに、適切かつ迅速に対応します。	子育て支援係



3-4 障がい児施策の充実

障がいをもつこどもの学び、成長、進路選びなどを支援し、障がいの有無に関わらず希望する生き方が選べる環境づくりを推進します。

番号	事業名	実施内容	担当係等
81	障がい児タイムケア事業・ 日中一時支援事業	・一時的に介護等を要する場合の預かりを実施します。	福祉係
26	放課後等デイサービス事業 【再掲】	・放課後や長期休業における療育の場、放課後等の居場所を展開します。 ・療育、レスパイトケア等、障がいのある児童の学齢期における支援を展開します。	福祉係
17	障がい児保育及び療育の充実 【再掲】	・集団保育可能な障がい児を積極的に受入れ、保育サービスの充実に努めます。	保育園係
18	オンリーワン支援事業 【再掲】	・配慮を要する児童に対して、関係機関で情報を共有し、個別に支援をしていきます。	保育園係
82	医療的ケア児等の 保育園受入拡大	・医療的ケア児、重度心身障がい児の入所体制を整え、障がいのある子とその保護者に関する施策の充実に努めます。	保育園係
83	就学相談	・学校生活(小・中学校)において配慮が必要な児童・生徒の就学の相談に応じ、必要な支援を図ります。	学校教育係
69	特別支援教育就学奨励費支給 【再掲】	・町立の小・中学校の特別支援学級に就学する児童又は生徒の保護者に対し、就学奨励費を支給します。	学校教育係
84	学童クラブにおける特性 のある子の受け入れ	・特性のある子の受け入れに対して、支援員の対応方法を事前に確認するなど受入体制を整えます。	子育て支援係
73	特別児童扶養手当の支給 【再掲】	・障がいのある児童を養育している保護者に対し、特別児童扶養手当を支給します。	子育て支援係



3-5 いじめ、不登校、こころの問題への対応

いじめの実態把握と対策に取り組むとともに、相談支援等によるこどものこころのケアや居場所づくりに取り組み、学びと成長を支援します。

番号	事業名	実施内容	担当係等
85	いじめ問題対策 連絡協議会	・いじめ問題の実態把握と根絶のための方策を検討します。	学校教育係
86	心の教室相談員	・町費で配置し、不登校および相談室登校等の児童・生徒並びに保護者の相談に応じます。	学校教育係
87	スクールカウンセラー	・様々な悩みや不安を抱える児童・生徒支援のため「心の専門家」によるカウンセリングを実施します。	学校教育係
88	佐久穂町 中間教室の運営	・小中学校の不登校の児童生徒を対象に、社会的自立を目指す観点から、個々の児童生徒の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うため、中間教室を設置します。	学校教育係
89	不登校児宅への訪問及 び相談支援 (中間教室への接続含む)	・地域を担当する保健師が継続的に家庭訪問等により相談を行います。また、学校と協力しながら、中間教室への接続も検討します。	保健係
90	ひきこもり等の状況の 定期的な情報共有	・民生児童委員による全世帯の生活状況の把握と、民生児童委員と保健師及び福祉係との情報連絡会を実施することで、ひきこもり等の実態把握に努めます。	福祉係

3-6 その他の支援

外国にルーツのある家庭・こどもに対し、日本語習得をはじめとする生活上の困難への支援を行い、誰もが学び、成長できる環境づくりを進めます。

番号	事業名	実施内容	担当係等
91	外国にルーツのある 家庭・こどもへの支援	・地区を担当する保健師が継続的に家庭訪問等により相談を行います。また、状況に応じ必要な支援が利用できるように調整します。	保健係

基本目標4．地域全体でこどもの健やかな成長を支える

【現状と課題】

本町では、人口減少、少子高齢化が続いており、こどもの成長を地域で見守り支える力も従来に比べて弱まっている恐れがあります。

また、近年はVUCA（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）の時代とも呼ばれ、国はこうした社会情勢のなかでこどもの成長を考えたとき、「学校や地域でのつながり」「利他性」「協働性」「自己肯定感」などのバランスを重視することが必要だという考えを示しています（※）。

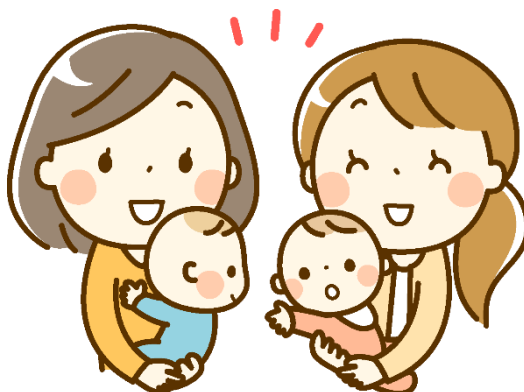
この情勢のなかで、本町が今後も子育てがしやすく、こどもの成長を支えられる地域であり続けるには、地域全体がこどもを社会の中心に据えて、その成長を後押しするという環境づくりが重要となります。

地域全体としてこうした理念の共有、意識醸成が求められるとともに、实际的に子育て家庭やこどもの成長を地域が見守り、支えていく仕組み、体制、環境などの整備が必要となります。

※教育振興基本計画（令和5年度～9年度）より要旨を抽出

【数値目標】

指標	出典	基準値	目標値
こども家庭センターを軸とした相談体制で把握したこども・家庭の相談対応人数	町統計	0人 (2024年度) ※こども家庭センターを令和8年度末までに整備します。	30人 (2028年度)



【基本施策】

4-1 こどもの権利の共有

こどもが権利の主体であり、必要な支援を受け、健やかに成長し、生き方を選ぶ権利をもっていることを、こども自身および地域住民が共有できるよう啓発等に取り組みます。

番号	事業名	実施内容	担当係等
92	こどもに権利主体としての自覚を促す啓発・学習支援	・こどもが権利の主体であることを自覚できるように、学校にて啓発・学習を行います。	学校教育係
93	住民に対するこどもの権利等の啓発	・こどもの権利を共有するため、広報誌等を活用しながら啓発に努めます。	子育て支援係
94	こどもの意見表明の機会づくり	・児童生徒にお願いする各種アンケート等において、町の事業に対する意見表明の機会を検討していきます。	子育て支援係

4-2 多様な悩みに対応できる体制づくり

子育てをしている保護者およびこども本人が、抱えている悩みや困難を気軽に相談できる環境づくりを推し進め、困難を抱え込んで社会的に孤立するこども・家庭がないよう支えます。

番号	事業名	実施内容	担当係等
95	各種の支援制度や相談窓口の周知と利用促進	・地区を担当する保健師が継続的に家庭訪問等により相談を行います。また、必要に応じ専門の窓口につなぐとともに支援制度の利用促進を行います。	保健係
96	こどもが頼れる相談窓口の運営	・地区を担当する保健師が相談窓口となります。保健師は、保育園、学校、こどもセンター等からの情報を集約します。誰もが気軽に頼りやすい相談窓口運営を通じて、声にならないこどもの声にもよりそえるよう努めます。	保健係
88	佐久穂町中間教室の運営【再掲】	・小中学校の不登校の児童生徒を対象に、社会的自立を目指す観点から、個々の児童生徒の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うため、中間教室を設置します。	学校教育係
97	こども家庭センターを軸とした相談対応体制づくり	・健康福祉課、こども課の所属を排した相談体制を構築するため、佐久穂町こども家庭センターを令和8年度末までに整備します。	子育て支援係

4-3 家庭や地域の子育て力の向上

核家族化・共働き化といった家庭の変化を踏まえて、保護者の子育て力向上の支援や、子育て家庭を支え応援する地域の環境づくりに取り組みます。

番号	事業名	実施内容	担当係等
98	保護者の子育て力向上支援 (地域子育て支援拠点事業)	・保護者の子育て力の向上を支援するため、子育て教室や離乳食教室をはじめとする各種事業を定期的に行います。	保健係
99	保育園での交流・相談 などの推進 (地域子育て支援拠点事業)	・保育園を拠点として、異世代交流(高齢者や未就園児との交流等)を行い、開かれた保育園を目指します。	保育園係
100	さくほプラス (自学自習補助員の配置)	・毎週水曜日の放課後に補助員を配置し、自学自習が学校に行けるようしています。	学校教育係
101	スチューデントティーチャー	・夏休み中(2日間)に中学生等が先生となり、児童等に勉強を教える取り組みを行います。	学校教育係
102	子育て応援マップの配布	・こどものこと、保育園のこと、学校のこと、病院のこと等相談先やサービスをまとめた冊子を配布します。	子育て支援係
103	青少年育成協議会	・青少年の健全育成に関わる団体で構成されている当協議会を通して、情報共有と情報発信に努めます。	子育て支援係

4-4 安全・安心のまちづくり

こどもが成長するにあたって、事故や犯罪に巻き込まれないよう、地域活動などと連携した安全・防犯の啓発やパトロール、各種の支援活動に取り組みます。

番号	事業名	実施内容	担当係等
104	民生児童委員 ・主任児童委員活動の充実	・地域に密着した活動を通じて こどもや子育て家庭を支援します。	福祉係
105	交通安全教室の開催	・保育園や小・中学校において交通安全教室を開催し、交通事故の防止に努めます。	庶務係
106	学校応援団安全 パトロール	・主に小・中学校の登下校時に、交通安全と不審者から、こどもたちを守る活動を地域の協力を得ながら推進します。	学校教育係
107	安心の家	・防犯対策として安心の家事業を地域の支援を得ながら推進します。	学校教育係

第5章 支援事業の見込み量と確保方策

1. 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

本町の教育・保育提供区域は、事業の特性に応じて次のとおり設定します。

教育・保育提供区域：町内一円

(2) 児童人口推計

本計画における教育・保育の量の見込みを試算するにあたり、その前提となることものの人口（0～11歳）について、次のとおり推計します。

年齢	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
0歳	32	31	31	30	29
1歳	37	33	32	31	30
2歳	50	38	33	32	31
3歳	55	50	38	33	33
4歳	54	55	51	39	34
5歳	55	54	56	52	39
6歳	66	55	55	57	52
7歳	68	66	56	56	58
8歳	67	68	66	57	56
9歳	77	67	68	67	57
10歳	85	77	67	69	67
11歳	96	85	77	68	69

【推計方法】

- ・2025年度以降のこどもの0歳児の人口は、社人研推計による各年20-44歳の女性人口に対し、2024年4月1日の住民基本台帳における各地区・各性別の0歳児の比率と、こども女性比をかけて算出した。
- ・上記以外の年齢のこどもの人口は、2024年4月1日の住民基本台帳に記載されている値および上記で算出した0歳児の人口をもとに、社人研の生残率及び純移動率から推計した。

(3) 教育・保育の対象事業

幼児期の教育や保育が人間形成に重要な役割を果たすことから、希望するすべてのこどもが発達段階に応じた教育や保育を受けることができるよう、ニーズに即した体制を整備するとともに、質の向上を図る必要があります。

本町では、国から示された基本指針等を踏まえ、幼児期の教育・保育について、次の事業を行います。

認定区分		対象事業	事業概要
1号 認定	満3歳以上 保育の必要なし	幼稚園 認定こども園	・幼稚園等で、教育標準時間（1日4時間程度）の幼児教育を実施
2号 認定	満3歳以上 保育の必要あり	保育所 認定こども園	・保育所等で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応。 ・両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応。
3号 認定	満3歳未満 保育の必要あり	保育所 認定こども園 地域型保育事業	・保育所等で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応。 ・両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応。 ・地域型保育事業（定員6人以上19人以下の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）も、上記と同様の対応

(4) 量の見込みと確保方策

幼児期の教育・保育の量の見込み、特定教育・保育施設、地域型保育事業の確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

① 1号認定(3歳以上保育の必要なし)・2号認定(3歳以上幼児期の学校教育の利用希望)

1号認定及び2号認定(3歳以上幼児期の学校教育の利用希望)は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設(幼稚園・認定こども園)等による確保方策等を次のとおり設定します。

(単位：人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
3-5歳 教育のみ	量の見込み	20	20	20	20	20
	確保方策	20	20	20	20	20

出生数は減少傾向ですが、保育ニーズをもつ家庭の増加も想定し、事業規模は現状のまま継続します。

② 2号認定(3歳以上保育の必要あり)

2号認定は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)による確保方策等を次のとおり設定します。

(単位：人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
3-5歳 幼稚園利用	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0
3-5歳 保育利用	量の見込み	226	226	226	226	226
	確保方策	226	226	226	226	226

出生数は減少傾向ですが、保育ニーズをもつ家庭の増加も想定し、事業規模は現状のまま継続します。

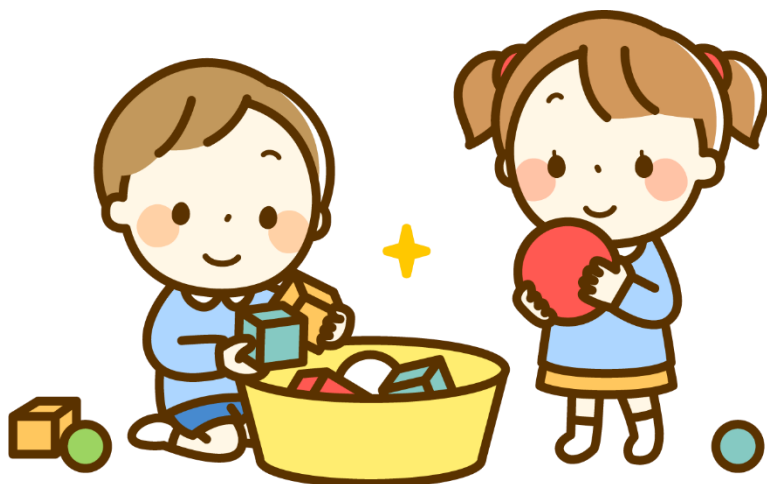
③ 3号認定（保育の必要あり）

3号認定は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（保育所）等による確保方策等を次のとおり設定します。

（単位：人）

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
0歳	量の見込み	25	25	25	25	25
	確保方策	25	25	25	25	25
1・2歳	量の見込み	99	99	99	99	99
	確保方策	99	99	99	99	99
	(うち)1歳	量の見込み	41	41	41	41
		確保方策	41	41	41	41
	(うち)2歳	量の見込み	58	58	58	58
		確保方策	58	58	58	58

出生数は減少傾向ですが、保育ニーズをもつ家庭の増加も想定し、事業規模は現状のまま継続します。



2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 対象事業

地域子ども・子育て支援事業とは、各市町村が地域の実情に応じて実施する子育て支援事業です。本町では国から示された基本指針等に沿って、以下の地域子ども・子育て支援事業を対象とし、「量の見込み」と確保方策を定めます。

対象事業		事業概要
①	利用者支援事業	子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で相談に応じ、情報提供と助言、関係機関との連絡調整を総合的に行う事業
②	地域子育て支援拠点事業	公共施設や、保育所等において行う子育て支援事業
③	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導等を実施するとともに、妊娠期間中の必要に応じた医学的検査を実施する事業
④	乳児家庭全戸訪問事業	すべての出生児を対象として、保健師が訪問し、乳児・産婦の観察や保健指導と、育児相談を行い、併せて健診や予防接種のお知らせを行う事業
⑤	家庭支援事業 (養育支援訪問事業)	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
⑥	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について児童養護施設等において必要な保護を行う事業
⑦	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター (ふれあいサポート) 事業)	子育てを手助けしてほしい人と、育児を手伝いたい人との支援活動に関する連絡・調整を実施する事業
⑧	一時預かり事業	保護者の就労、傷病・入院、災害・事故、心理的・肉体的負担解消のための一時的な保育ニーズに対応し実施する預かり事業
⑨	延長保育事業	就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、認定保育時間を超えた延長保育を行う事業
⑩	病児・病後児保育事業	病院・保育所等付設の専用スペース等で看護師・保育士が一時的に保育する事業
⑪	放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)	保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に支援員を配置して遊びや生活の場を提供して、児童の健全育成を図る事業
⑫	産後ケア事業	出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができるよう支援する事業
⑬	中間教室の設置 (児童育成支援拠点事業)	家庭や学校に居場所のない児童に対して、居場所を提供し、生活習慣形成・学習支援・食事の提供・課外活動・進路相談・関係機関との連携・保護者相談に応じる事業
⑭	こども誰でも通園制度	保護者の就労状況にかかわらず、0歳6か月から3歳未満のこどもが保育所などを利用できる制度

(2) 量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策を次のとおり設定します

① 利用者支援事業

利用者支援事業は、子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で相談に応じ、情報提供と助言、関係機関との連絡調整を総合的に行う事業です。

(単位：箇所)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
合計	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
基本型・特定型	量の見込み					
	確保方策					
こども家庭センタ ー型(母子保健型)	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1

本町では、保健師が地区担当を設け、適宜訪問や地域子育て支援拠点事業への参加促しを行い、日常的な相談、助言を行うとともに、関係機関への連携等行っています。今後も現状の規模で継続します。

② 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施する事業です。基本的な事業として、「交流の場の提供・交流促進」、「子育てに関する相談・援助」、「地域の子育て関連情報の提供」、「子育てに関する講習」等があります。

(単位：人回/年)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
確保方策	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300

令和2～4年度では感染症の影響により利用者数が大きく減少し、令和5年度も利用者数の戻りは低調でした。近年は共働き世帯が増えており、保育園等利用の増加に伴って行事参加者が減少傾向にあります。共働き世帯の増加に伴い1歳以上の保育園等利用が増加していることから、本事業の利用は横ばい又は微減を見込みますが、利用する方が固定されることも考えられることから、行事内容の新鮮さや質の向上を図っていきます。

③ 妊婦健康診査

妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査（健康状態の把握、検査計測、保健指導、妊娠期間中の必要に応じた医学的検査等）を実施する事業です。

（単位：人回/年）

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	45	45	45	45	45
確保方策	45	45	45	45	45

出生数は減少傾向です。事業の規模は現状のまま継続します。

④ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月以内の乳児のいる家庭を助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。本町では、地区担当の保健師が、生後1か月前後で訪問します。

（単位：人回/年）

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	45	45	45	45	45
確保方策	45	45	45	45	45

出生数は減少傾向です。事業の規模は現状のまま継続します。

⑤ 家庭支援事業（養育支援訪問事業）

養育支援訪問事業は、④乳児家庭全戸訪問事業を実施した結果、特に養育支援が必要な家庭を再度訪問して、保護者の育児、家事等の相談や支援を行う事業です。

（単位：人回/年）

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	25	25	25	25	25
確保方策	25	25	25	25	25

本町では、保健師が地区担当を設け、適宜訪問や地域子育て支援拠点事業への参加促しを行い、日常的な相談、助言を行うとともに、関係機関への連携等行っています。今後も現状のまま事業を継続します。

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、家庭においてこどもを養育していくことが一時的に困難な場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業です。

（単位：人/年）

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

保健師相談で潜在的な利用ニーズを把握していますが、近年はそれぞれの家庭の都合等により利用に至っていません。利用ニーズは今後も想定されるため、事業を継続します。

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター（ふれあいサポート）事業）

子育て援助活動支援事業は、子育てを手助けしてほしい人と、育児を手伝いたい人との支援活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

（単位：人/年）

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
就学前児童 (平日の定期利用)	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1

就学前児童の利用希望内容と育児を手助けしたい方との調整があわず、現状利用にいたっていませんが利用意向は伺えるため、今後も事業を継続し検討していきます。

（単位：延人/年）

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
就学児童 (放課後)	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2
低学年 (放課後)	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
高学年 (放課後)	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1

学童クラブの継続及び充実に伴い、就学児童（放課後）の利用はなくなっています。アンケート等では利用意向が伺えるため、今後も事業を継続し検討していきます。

⑧ 一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児を、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

(単位：人日/年)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
幼稚園型	量の見込み					
	確保方策					
幼稚園型	量の見込み	100	100	100	100	100
I・II以外	確保方策	100	100	100	100	100

本町では保護者の就労・出産等による一時預かりを行っています。受け入れ保育園、担当保育士等との調整を図り、お子さんへの負担軽減に努めます。

⑨ 延長保育事業

保育標準時間認定は11時間、保育短時間認定は8時間の保育時間の前後にかかる保育需要への対応を図る事業です。

(単位：人回/年)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	70	70	70	70	70
確保方策	70	70	70	70	70

標準時間保育の増加に伴い、利用は横ばいの状況です。現状のまま事業継続します。

⑩ 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、児童が発熱等の病気の場合、又は病気の回復期に病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

(単位：人日/年)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	2	2	2	2	2
確保方策	2	2	2	2	2

利用は横ばいの状況です。現状のまま事業継続します。

⑪ 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)

就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に支援員を配置して遊びや生活の場を提供し児童の健全育成を図る事業です。佐久穂小学校区では当面2箇所で開催します。その他、大日向小学校区に民間による学童クラブも開設されています。

(単位：延人/年)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
低学年	量の見込み	200	200	200	200	200
	確保方策	200	200	200	200	200
高学年	量の見込み	70	70	70	70	70
	確保方策	70	70	70	70	70

佐久穂小学校入学児童の人数は減少傾向にありますが、令和3年度に大日向小学校の児童登録が加わり、以後は共働き家庭の増加もあって利用登録者数は横ばいの状況です。利用ニーズを常に充足できるように支援員の確保に力を入れるとともに、特性のある子の受け入れ対応等も想定して保育園・学校との情報連携の充実を図ります。

⑫ 産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができるよう支援する事業です。産後間もない褥婦や産婦の心身のケア、授乳指導、育児に関する指導等の育児サポートを必要とする方が対象となります。

(単位：人回/年)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	25	25	25	25	25
確保方策	25	25	25	25	25

妊娠期より面談を行い、対応が必要な方へ必要なサービスが提供できるよう案内をしています。必要な方全員に必要なサービスが提供できるよう、医療機関等と連携しながら支援体制を整え、事業を継続します。

⑬ 中間教室の設置（児童育成支援拠点事業）

児童育成支援拠点事業とは、家庭や学校に居場所のない児童に対して、居場所を提供し、生活習慣形成・学習支援・食事の提供・課外活動・進路相談・関係機関との連携・保護者相談に応じる事業です。本町では代替え事業として、児童の居場所提供の中核として中間教室を設置しています。

（単位：人/年）

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	17	17	17	17	17
確保方策	17	17	17	17	17

現状の規模で継続します。さらなる利用ニーズがあれば、見込んだ量によらず柔軟に対応していきます。

⑭ こども誰でも通園制度

保護者の就労状況にかかわらず、0歳6か月から3歳未満のこどもが保育所などを利用できる制度です。

（単位：人/年）

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	0	3	3	3	3
確保方策	0	3	3	3	3

本町では令和8年度から拠点保育園での受け入れを開始します。



第6章 計画の推進に向けて

(1) 関係機関の連携強化と横断的推進

本計画は、妊娠期から子育て期、学童期、青年期にいたるまでに必要なこども支援を切れ目なく横断的に行うものです。この考えのもと、こども支援に関わる様々な関係機関の連携を強化するとともに、ライフステージや分野、支援対象等で切れることのない横断的な支援の実施を図ります。

また、こうした連携強化・横断的推進を推し進めるために、令和8年度末までに「佐久穂町こども家庭センター」を整備し、その後は同センターが核のひとつとなってさらなる支援体制の強化を図ります。

(2) 家庭、地域、行政等の協働と持続可能なあり方づくり

本計画の推進にあたっては、家庭は教育の原点であり、「保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本認識のもと、家庭、地域、行政等が協働してそれぞれの取り組みを進めます。

特に、今後は人口減少・少子高齢化が進むと見込まれる中で、学校や地域コミュニティ等でのこども支援の活動をいかに持続可能なものにしていくかが課題となります。家庭、地域、学校、行政それぞれが主体的にこども支援のために考え、動くことに加えて、個々の取り組みについても重要性に基づいた取捨選択や実施方法の再検討を行うことで、持続可能なこども支援のあり方づくりを進めていきます。

(3) 進捗把握と改善

本計画の定める各施策については、その実施状況や設定した目標の達成状況等を把握し、効果的な推進がなされているかを評価検証します。

また、評価検証において進め方の再検討が求められる場合や、社会情勢等の変化によって新たな取り組みが求められる場合については、「子ども・子育て審議会」に諮りながら、適切な事業の見直しや新規立案等を行い、実効性のある施策展開につなげます。

資料編

(1) 佐久穂町子ども・子育て審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、佐久穂町子ども・子育て審議会（以下「子ども・子育て審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 子ども・子育て審議会は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、町が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策について町長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 行政関係機関及び関係団体の者
- (3) 子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、こども課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(2) 佐久穂町子ども・子育て審議会委員

氏 名	所属団体等	備 考
須田 芳明	佐久穂町青少年育成協議会 会長	会長
菊池 元美	佐久穂町手をつなぐ育成会 会長	副会長
原 武尚	佐久穂町立学校 代表（佐久穂小学校教頭）	
柴田 千代子	佐久穂町民生児童委員協議会（主任児童委員）	
黒澤 たかえ	佐久穂町こどもセンター 主任 (運営委託業者：株式会社クオリス)	
須田 治男	佐久穂中学校 PTA 会長	
土屋 潤	佐久穂小学校 PTA 会長	
木田 友美	保育園保護者会（八千穂保育園保護者会代表）	
志摩 翼	佐久穂中学校 生徒	
小谷野 心	佐久穂中学校 生徒	

佐久穂町こども計画

計画期間: 令和7～11 年度

発 行 : 佐久穂町
編 集 : 佐久穂町教育委員会 こども課
住 所 : 長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町569番地
電話 0267-86-2340(直通)
発行年月日 : 令和7年4月



令和 7 年
佐久穂町

